

Q001

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
札幌市が所在する都道府県はどれか。

- ア：北海道
- イ：青森県
- ウ：岩手県
- エ：宮城県

答え・解説

正答：ア

ア：札幌市は北海道の道庁所在地である。
イ：青森県ではなく、札幌市は北海道の道庁所在地である。
ウ：岩手県ではなく、札幌市は北海道の道庁所在地である。
エ：宮城県ではなく、札幌市は北海道の道庁所在地である。
総合解説：札幌市は北海道の道庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q002

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
東北地方の主要都市である仙台市が所在する県はどれか。

- ア：岩手県
- イ：福島県
- ウ：宮城県
- エ：山形県

答え・解説

正答：ウ

ア：岩手県ではなく、仙台市は宮城県の県庁所在地である。
イ：福島県ではなく、仙台市は宮城県の県庁所在地である。
ウ：仙台市は宮城県の県庁所在地である。
エ：山形県ではなく、仙台市は宮城県の県庁所在地である。
総合解説：仙台市は宮城県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q003

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
日光東照宮や華厳滝への観光拠点となる日光市が所在する県はどれか。

- ア：群馬県
- イ：栃木県
- ウ：茨城県
- エ：埼玉県

答え・解説

正答：イ

ア：群馬県ではなく、日光市は栃木県北西部に位置する。
イ：日光市は栃木県北西部に位置する。
ウ：茨城県ではなく、日光市は栃木県北西部に位置する。
エ：埼玉県ではなく、日光市は栃木県北西部に位置する。
総合解説：日光市は栃木県北西部に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q004

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
鶴岡八幡宮や鎌倉大仏で知られる鎌倉市が所在する県はどれか。

- ア：千葉県
- イ：静岡県
- ウ：山梨県
- エ：神奈川県

答え・解説

正答：エ

ア：千葉県ではなく、鎌倉市は神奈川県に位置する。
イ：静岡県ではなく、鎌倉市は神奈川県に位置する。
ウ：山梨県ではなく、鎌倉市は神奈川県に位置する。
エ：鎌倉市は神奈川県に位置する。
総合解説：鎌倉市は神奈川県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q005

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
兼六園や金沢城公園がある金沢市が所在する県はどれか。

- ア：富山県
- イ：石川県
- ウ：福井県
- エ：新潟県

答え・解説

正答：イ

ア：富山県ではなく、金沢市は石川県の県庁所在地である。
イ：金沢市は石川県の県庁所在地である。
ウ：福井県ではなく、金沢市は石川県の県庁所在地である。
エ：新潟県ではなく、金沢市は石川県の県庁所在地である。
総合解説：金沢市は石川県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q006

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
国宝松本城への観光拠点である松本市が所在する県はどれか。

- ア：長野県
- イ：岐阜県
- ウ：山梨県
- エ：群馬県

答え・解説

正答：ア

ア：松本市は長野県に位置する。
イ：岐阜県ではなく、松本市は長野県に位置する。
ウ：山梨県ではなく、松本市は長野県に位置する。
エ：群馬県ではなく、松本市は長野県に位置する。
総合解説：松本市は長野県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q007

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：標準
飛騨地方の古い町並みで知られる高山市が所在する県はどれか。

- ア：長野県
- イ：福井県
- ウ：滋賀県
- エ：岐阜県

答え・解説

正答：エ

ア：長野県ではなく、高山市は岐阜県北部の飛騨地方に位置する。
イ：福井県ではなく、高山市は岐阜県北部の飛騨地方に位置する。
ウ：滋賀県ではなく、高山市は岐阜県北部の飛騨地方に位置する。
エ：高山市は岐阜県北部の飛騨地方に位置する。
総合解説：高山市は岐阜県北部の飛騨地方に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q008

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
伊勢神宮への玄関口となる伊勢市が所在する県はどれか。

- ア：奈良県
- イ：和歌山県
- ウ：三重県
- エ：愛知県

答え・解説

正答：ウ

ア：奈良県ではなく、伊勢市は三重県に位置する。
イ：和歌山県ではなく、伊勢市は三重県に位置する。
ウ：伊勢市は三重県に位置する。
エ：愛知県ではなく、伊勢市は三重県に位置する。
総合解説：伊勢市は三重県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q009

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
東大寺や春日大社がある奈良市について正しい都道府県との組合せはどれか。
ア：奈良県—奈良市
イ：京都府—奈良市
ウ：大阪府—奈良市
エ：滋賀県—奈良市

答え・解説

正答：ア

ア：奈良市は奈良県の県庁所在地である。
イ：京都府—奈良市ではなく、奈良市は奈良県の県庁所在地である。
ウ：大阪府—奈良市ではなく、奈良市は奈良県の県庁所在地である。
エ：滋賀県—奈良市ではなく、奈良市は奈良県の県庁所在地である。
総合解説：奈良市は奈良県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q010

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
姫路城がある姫路市が所在する県はどれか。
ア：岡山県
イ：鳥取県
ウ：兵庫県
エ：大阪府

答え・解説

正答：ウ

ア：岡山県ではなく、姫路市は兵庫県に位置する。
イ：鳥取県ではなく、姫路市は兵庫県に位置する。
ウ：姫路市は兵庫県に位置する。
エ：大阪府ではなく、姫路市は兵庫県に位置する。
総合解説：姫路市は兵庫県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q011

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
美観地区で知られる倉敷市が所在する県はどれか。

- ア：広島県
- イ：岡山県
- ウ：香川県
- エ：山口県

答え・解説

正答：イ

ア：広島県ではなく、倉敷市は岡山県に位置する。
イ：倉敷市は岡山県に位置する。
ウ：香川県ではなく、倉敷市は岡山県に位置する。
エ：山口県ではなく、倉敷市は岡山県に位置する。
総合解説：倉敷市は岡山県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q012

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：標準
松江城や宍道湖への観光拠点である松江市が所在する県はどれか。

- ア：鳥取県
- イ：山口県
- ウ：広島県
- エ：島根県

答え・解説

正答：エ

ア：鳥取県ではなく、松江市は島根県の県庁所在地である。
イ：山口県ではなく、松江市は島根県の県庁所在地である。
ウ：広島県ではなく、松江市は島根県の県庁所在地である。
エ：松江市は島根県の県庁所在地である。
総合解説：松江市は島根県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q013

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
栗林公園がある高松市が所在する県はどれか。

- ア：徳島県
- イ：香川県
- ウ：岡山県
- エ：愛媛県

答え・解説

正答：イ

ア：徳島県ではない。高松市は香川県の県庁所在地である。
イ：香川県が正しい。栗林公園は香川県高松市にある。
ウ：岡山県ではない。高松市は四国の香川県に位置する。
エ：愛媛県ではない。愛媛県の県庁所在地は松山市である。
総合解説：高松市は香川県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q014

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
道後温泉や松山城がある松山市が所在する県はどれか。

- ア：愛媛県
- イ：広島県
- ウ：高知県
- エ：香川県

答え・解説

正答：ア

ア：愛媛県が正しい。松山市は愛媛県の県庁所在地である。
イ：広島県ではない。松山市は四国の愛媛県に位置する。
ウ：高知県ではない。高知県の県庁所在地は高知市である。
エ：香川県ではない。香川県の県庁所在地は高松市である。
総合解説：松山市は愛媛県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q015

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：標準
太宰府天満宮がある太宰府市が所在する県はどれか。

- ア：佐賀県
- イ：熊本県
- ウ：大分県
- エ：福岡県

答え・解説

正答：エ

ア：佐賀県ではなく、太宰府市は福岡県に位置する。
イ：熊本県ではなく、太宰府市は福岡県に位置する。
ウ：大分県ではなく、太宰府市は福岡県に位置する。
エ：太宰府市は福岡県に位置する。
総合解説：太宰府市は福岡県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q016

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
別府温泉で知られる別府市が所在する県はどれか。

- ア：熊本県
- イ：宮崎県
- ウ：大分県
- エ：福岡県

答え・解説

正答：ウ

ア：熊本県ではなく、別府市は大分県に位置する。
イ：宮崎県ではなく、別府市は大分県に位置する。
ウ：別府市は大分県に位置する。
エ：福岡県ではなく、別府市は大分県に位置する。
総合解説：別府市は大分県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q017

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
グラバー園や大浦天主堂がある長崎市の所在県として正しいものはどれか。

- ア：長崎県
- イ：佐賀県
- ウ：大分県
- エ：福岡県

答え・解説

正答：ア

ア：長崎県が正しい。長崎市は長崎県の県庁所在地である。
イ：佐賀県ではない。
ウ：大分県ではない。
エ：福岡県ではない。
総合解説：長崎市は長崎県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q018

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
熊本城がある熊本市が所在する県はどれか。

- ア：宮崎県
- イ：鹿児島県
- ウ：熊本県
- エ：大分県

答え・解説

正答：ウ

ア：宮崎県ではなく、熊本市は熊本県の県庁所在地である。
イ：鹿児島県ではなく、熊本市は熊本県の県庁所在地である。
ウ：熊本市は熊本県の県庁所在地である。
エ：大分県ではなく、熊本市は熊本県の県庁所在地である。
総合解説：熊本市は熊本県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q019

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
桜島を望む鹿児島市について、所在する県として正しいものはどれか。

- ア：宮崎県
- イ：鹿児島県
- ウ：熊本県
- エ：佐賀県

答え・解説

正答：イ

ア：宮崎県ではない。
イ：鹿児島県が正しい。鹿児島市は鹿児島県の県庁所在地である。
ウ：熊本県ではない。
エ：佐賀県ではない。
総合解説：鹿児島市は鹿児島県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q020

3-1 国内観光地理 > 都道府県・都市・位置関係 | 難易度：基礎
首里城への観光拠点となる那覇市が所在する都道府県はどれか。

- ア：鹿児島県
- イ：宮崎県
- ウ：長崎県
- エ：沖縄県

答え・解説

正答：エ

ア：鹿児島県ではなく、那覇市は沖縄県の県庁所在地である。
イ：宮崎県ではなく、那覇市は沖縄県の県庁所在地である。
ウ：長崎県ではなく、那覇市は沖縄県の県庁所在地である。
エ：那覇市は沖縄県の県庁所在地である。
総合解説：那覇市は沖縄県の県庁所在地である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q021

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
世界自然遺産「知床」が位置する都道府県はどれか。

- ア：青森県
- イ：北海道
- ウ：秋田県
- エ：岩手県

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。知床は北海道に位置し、世界自然遺産にも登録されている。
イ：知床は北海道に位置し、世界自然遺産にも登録されている。
ウ：この選択肢は該当しない。知床は北海道に位置し、世界自然遺産にも登録されている。
エ：この選択肢は該当しない。知床は北海道に位置し、世界自然遺産にも登録されている。
総合解説：知床は北海道に位置し、世界自然遺産にも登録されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q022

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
世界自然遺産「屋久島」が位置する県はどれか。

- ア：鹿児島県
- イ：沖縄県
- ウ：熊本県
- エ：高知県

答え・解説

正答：ア

ア：鹿児島県が正しい。屋久島は鹿児島県に位置する。
イ：沖縄県ではない。
ウ：熊本県ではない。
エ：高知県ではない。
総合解説：屋久島は鹿児島県に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q023

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
世界自然遺産「白神山地」がまたがる2県の組合せとして正しいものはどれか。
ア：岩手県・宮城県
イ：山形県・福島県
ウ：長野県・岐阜県
エ：青森県・秋田県

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。白神山地は青森県と秋田県にまたがる。
イ：この選択肢は該当しない。白神山地は青森県と秋田県にまたがる。
ウ：この選択肢は該当しない。白神山地は青森県と秋田県にまたがる。
エ：白神山地は青森県と秋田県にまたがる。
総合解説：白神山地は青森県と秋田県にまたがる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q024

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
世界自然遺産「小笠原諸島」の行政上の都道府県として正しいものはどれか。
ア：神奈川県
イ：静岡県
ウ：東京都
エ：沖縄県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。小笠原諸島は東京都に属する。
イ：この選択肢は該当しない。小笠原諸島は東京都に属する。
ウ：小笠原諸島は東京都に属する。
エ：この選択肢は該当しない。小笠原諸島は東京都に属する。
総合解説：小笠原諸島は東京都に属する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q025

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
富士山、箱根、伊豆半島、伊豆諸島などを含む国立公園はどれか。

- ア：富士箱根伊豆国立公園
- イ：秩父多摩甲斐国立公園
- ウ：中部山岳国立公園
- エ：伊勢志摩国立公園

答え・解説

正答：ア

ア：富士箱根伊豆国立公園は富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。
イ：この選択肢は該当しない。富士箱根伊豆国立公園は富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。
ウ：この選択肢は該当しない。富士箱根伊豆国立公園は富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。
エ：この選択肢は該当しない。富士箱根伊豆国立公園は富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。
総合解説：富士箱根伊豆国立公園は富士山地域、箱根地域、伊豆半島地域、伊豆諸島地域からなる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q026

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
阿蘇山やくじゅう連山を主要景観とする国立公園はどれか。

- ア：雲仙天草国立公園
- イ：霧島錦江湾国立公園
- ウ：阿蘇くじゅう国立公園
- エ：西海国立公園

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。阿蘇くじゅう国立公園は熊本県・大分県を中心に阿蘇とくじゅうの火山景観を含む。
イ：この選択肢は該当しない。阿蘇くじゅう国立公園は熊本県・大分県を中心に阿蘇とくじゅうの火山景観を含む。
ウ：阿蘇くじゅう国立公園は熊本県・大分県を中心に阿蘇とくじゅうの火山景観を含む。
エ：この選択肢は該当しない。阿蘇くじゅう国立公園は熊本県・大分県を中心に阿蘇とくじゅうの火山景観を含む。
総合解説：阿蘇くじゅう国立公園は熊本県・大分県を中心に阿蘇とくじゅうの火山景観を含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q027

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
西表島や石垣島の自然を含む国立公園はどれか。

- ア：やんばる国立公園
- イ：西表石垣国立公園
- ウ：慶良間諸島国立公園
- エ：奄美群島国立公園

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。西表石垣国立公園は沖縄県の西表島・石垣島と周辺海域を含む。
イ：西表石垣国立公園は沖縄県の西表島・石垣島と周辺海域を含む。
ウ：この選択肢は該当しない。西表石垣国立公園は沖縄県の西表島・石垣島と周辺海域を含む。
エ：この選択肢は該当しない。西表石垣国立公園は沖縄県の西表島・石垣島と周辺海域を含む。
総合解説：西表石垣国立公園は沖縄県の西表島・石垣島と周辺海域を含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q028

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
沖縄本島北部の亜熱帯照葉樹林で知られる国立公園はどれか。

- ア：足摺宇和海国立公園
- イ：吉野熊野国立公園
- ウ：瀬戸内海国立公園
- エ：やんばる国立公園

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。やんばる国立公園は沖縄本島北部に位置する。
イ：この選択肢は該当しない。やんばる国立公園は沖縄本島北部に位置する。
ウ：この選択肢は該当しない。やんばる国立公園は沖縄本島北部に位置する。
エ：やんばる国立公園は沖縄本島北部に位置する。
総合解説：やんばる国立公園は沖縄本島北部に位置する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q029

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
北海道中央部にあり、国内最大級の山岳国立公園として知られるのはどれか。

- ア：釧路湿原国立公園
- イ：大雪山国立公園
- ウ：支笏洞爺国立公園
- エ：利尻礼文サロベツ国立公園

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。大雪山国立公園は北海道中央部に位置する山岳国立公園である。
イ：大雪山国立公園は北海道中央部に位置する山岳国立公園である。
ウ：この選択肢は該当しない。大雪山国立公園は北海道中央部に位置する山岳国立公園である。
エ：この選択肢は該当しない。大雪山国立公園は北海道中央部に位置する山岳国立公園である。
総合解説：大雪山国立公園は北海道中央部に位置する山岳国立公園である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q030

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：応用
北アルプスの山岳景観を中心とする国立公園はどれか。

- ア：中部山岳国立公園
- イ：上信越高原国立公園
- ウ：妙高戸隠連山国立公園
- エ：南アルプス国立公園

答え・解説

正答：ア

ア：中部山岳国立公園は北アルプスを中心とする山岳国立公園である。
イ：この選択肢は該当しない。中部山岳国立公園は北アルプスを中心とする山岳国立公園である。
ウ：この選択肢は該当しない。中部山岳国立公園は北アルプスを中心とする山岳国立公園である。
エ：この選択肢は該当しない。中部山岳国立公園は北アルプスを中心とする山岳国立公園である。
総合解説：中部山岳国立公園は北アルプスを中心とする山岳国立公園である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q031

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
草津温泉が所在する県はどれか。

- ア：長野県
- イ：栃木県
- ウ：新潟県
- エ：群馬県

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。草津温泉は群馬県草津町にある。
イ：この選択肢は該当しない。草津温泉は群馬県草津町にある。
ウ：この選択肢は該当しない。草津温泉は群馬県草津町にある。
エ：草津温泉は群馬県草津町にある。
総合解説：草津温泉は群馬県草津町にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q032

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
道後温泉が所在する都市・県の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：高松市・香川県
- イ：高知市・高知県
- ウ：松山市・愛媛県
- エ：徳島市・徳島県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。道後温泉は愛媛県松山市にある。
イ：この選択肢は該当しない。道後温泉は愛媛県松山市にある。
ウ：道後温泉は愛媛県松山市にある。
エ：この選択肢は該当しない。道後温泉は愛媛県松山市にある。
総合解説：道後温泉は愛媛県松山市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q033

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
別府温泉の所在地として正しいものはどれか。

- ア：大分県別府市
- イ：熊本県阿蘇市
- ウ：福岡県太宰府市
- エ：宮崎県日南市

答え・解説

正答：ア

ア：別府温泉は大分県別府市にある。
イ：この選択肢は該当しない。別府温泉は大分県別府市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。別府温泉は大分県別府市にある。
エ：この選択肢は該当しない。別府温泉は大分県別府市にある。
総合解説：別府温泉は大分県別府市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q034

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
有馬温泉が所在する都市・県はどれか。

- ア：京都市・京都府
- イ：大津市・滋賀県
- ウ：神戸市・兵庫県
- エ：奈良市・奈良県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。有馬温泉は兵庫県神戸市にある。
イ：この選択肢は該当しない。有馬温泉は兵庫県神戸市にある。
ウ：有馬温泉は兵庫県神戸市にある。
エ：この選択肢は該当しない。有馬温泉は兵庫県神戸市にある。
総合解説：有馬温泉は兵庫県神戸市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q035

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
下呂温泉が所在する県はどれか。

- ア：福井県
- イ：岐阜県
- ウ：石川県
- エ：山梨県

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。下呂温泉は岐阜県下呂市にある。
イ：下呂温泉は岐阜県下呂市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。下呂温泉は岐阜県下呂市にある。
エ：この選択肢は該当しない。下呂温泉は岐阜県下呂市にある。
総合解説：下呂温泉は岐阜県下呂市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q036

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
黒川温泉が所在する県はどれか。

- ア：大分県
- イ：佐賀県
- ウ：鹿児島県
- エ：熊本県

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。黒川温泉は熊本県南小国町にある。
イ：この選択肢は該当しない。黒川温泉は熊本県南小国町にある。
ウ：この選択肢は該当しない。黒川温泉は熊本県南小国町にある。
エ：黒川温泉は熊本県南小国町にある。
総合解説：黒川温泉は熊本県南小国町にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q037

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：基礎
由布院温泉が所在する県はどれか。

- ア：宮崎県
- イ：大分県
- ウ：福岡県
- エ：長崎県

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。由布院温泉は大分県由布市にある。
イ：由布院温泉は大分県由布市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。由布院温泉は大分県由布市にある。
エ：この選択肢は該当しない。由布院温泉は大分県由布市にある。
総合解説：由布院温泉は大分県由布市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q038

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：応用
2026年に世界文化遺産へ登録された「飛鳥・藤原の宮都」が所在する県はどれか。

- ア：奈良県
- イ：和歌山県
- ウ：京都府
- エ：大阪府

答え・解説

正答：ア

ア：奈良県が正しい。「飛鳥・藤原の宮都」は奈良県に所在する。
イ：和歌山県ではない。
ウ：京都府ではない。
エ：大阪府ではない。
総合解説：「飛鳥・藤原の宮都」は奈良県に所在し、2026年に世界文化遺産として登録された。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q039

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：標準
世界文化遺産「佐渡島の金山」が所在する県はどれか。

- ア：富山県
- イ：石川県
- ウ：山形県
- エ：新潟県

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。「佐渡島の金山」は新潟県に所在する世界文化遺産である。
イ：この選択肢は該当しない。「佐渡島の金山」は新潟県に所在する世界文化遺産である。
ウ：この選択肢は該当しない。「佐渡島の金山」は新潟県に所在する世界文化遺産である。
エ：「佐渡島の金山」は新潟県に所在する世界文化遺産である。
総合解説：「佐渡島の金山」は新潟県に所在する世界文化遺産である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q040

3-1 国内観光地理 > 自然・温泉・国立公園・世界遺産 | 難易度：応用
文化庁の一覧で、2026年の「飛鳥・藤原の宮都」登録後、日本の世界遺産は合計何件か。

- ア：25件（2026年の新規登録を反映しない数え方）。
- イ：26件（文化遺産を1件少なく数える考え方）。
- ウ：27件（文化遺産22件と自然遺産5件を合算する数え方）。
- エ：30件（文化・自然遺産を実数より多く数える考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。2026年の新規登録後、日本の世界遺産は文化遺産22件・自然遺産5件の計27件である。
イ：この選択肢は該当しない。2026年の新規登録後、日本の世界遺産は文化遺産22件・自然遺産5件の計27件である。
ウ：2026年の新規登録後、日本の世界遺産は文化遺産22件・自然遺産5件の計27件である。
エ：この選択肢は該当しない。2026年の新規登録後、日本の世界遺産は文化遺産22件・自然遺産5件の計27件である。
総合解説：2026年の新規登録後、日本の世界遺産は文化遺産22件・自然遺産5件の計27件である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q041

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
姫路城が所在する県はどれか。

- ア：兵庫県
- イ：岡山県
- ウ：広島県
- エ：京都府

答え・解説

正答：ア

ア：姫路城は兵庫県姫路市にあり、世界文化遺産でもある。
イ：この選択肢は該当しない。姫路城は兵庫県姫路市にあり、世界文化遺産でもある。
ウ：この選択肢は該当しない。姫路城は兵庫県姫路市にあり、世界文化遺産でもある。
エ：この選択肢は該当しない。姫路城は兵庫県姫路市にあり、世界文化遺産でもある。
総合解説：姫路城は兵庫県姫路市にあり、世界文化遺産でもある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q042

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
厳島神社が所在する都道府県として正しいものはどれか。

- ア：山口県
- イ：岡山県
- ウ：広島県
- エ：愛媛県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。厳島神社は広島県廿日市市の宮島にある。
イ：この選択肢は該当しない。厳島神社は広島県廿日市市の宮島にある。
ウ：厳島神社は広島県廿日市市の宮島にある。
エ：この選択肢は該当しない。厳島神社は広島県廿日市市の宮島にある。
総合解説：厳島神社は広島県廿日市市の宮島にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q043

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
兼六園を観光する際の最寄り主要都市はどれか。

- ア：富山市
- イ：金沢市
- ウ：福井市
- エ：長野市

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。兼六園は石川県金沢市の代表的観光名所である。
イ：兼六園は石川県金沢市の代表的観光名所である。
ウ：この選択肢は該当しない。兼六園は石川県金沢市の代表的観光名所である。
エ：この選択肢は該当しない。兼六園は石川県金沢市の代表的観光名所である。
総合解説：兼六園は石川県金沢市の代表的観光名所である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q044

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
栗林公園が所在する都市はどれか。

- ア：松山市
- イ：徳島市
- ウ：高知市
- エ：高松市

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。栗林公園は香川県高松市にある。
イ：この選択肢は該当しない。栗林公園は香川県高松市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。栗林公園は香川県高松市にある。
エ：栗林公園は香川県高松市にある。
総合解説：栗林公園は香川県高松市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q045

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
太宰府天満宮と所在地の組合せとして正しいものはどれか。

- ア：佐賀市—佐賀県
- イ：太宰府市—福岡県
- ウ：熊本市—熊本県
- エ：別府市—大分県

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。太宰府天満宮は福岡県太宰府市にある。
イ：太宰府天満宮は福岡県太宰府市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。太宰府天満宮は福岡県太宰府市にある。
エ：この選択肢は該当しない。太宰府天満宮は福岡県太宰府市にある。
総合解説：太宰府天満宮は福岡県太宰府市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q046

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
東大寺大仏殿を訪れる旅行者が向かう都市はどれか。

- ア：奈良市
- イ：京都市
- ウ：宇治市
- エ：大津市

答え・解説

正答：ア

ア：東大寺は奈良市にある。
イ：この選択肢は該当しない。東大寺は奈良市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。東大寺は奈良市にある。
エ：この選択肢は該当しない。東大寺は奈良市にある。
総合解説：東大寺は奈良市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q047

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
日光東照宮が所在する県はどれか。

- ア：群馬県
- イ：茨城県
- ウ：福島県
- エ：栃木県

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。日光東照宮は栃木県日光市にある。
イ：この選択肢は該当しない。日光東照宮は栃木県日光市にある。
ウ：この選択肢は該当しない。日光東照宮は栃木県日光市にある。
エ：日光東照宮は栃木県日光市にある。
総合解説：日光東照宮は栃木県日光市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q048

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：基礎
金閣寺（鹿苑寺）を訪れる旅行者が向かう都道府県はどれか。

- ア：奈良県
- イ：兵庫県
- ウ：京都府
- エ：滋賀県

答え・解説

正答：ウ

ア：奈良県ではない。
イ：兵庫県ではない。
ウ：京都府が正しい。金閣寺（鹿苑寺）は京都市にある。
エ：滋賀県ではない。
総合解説：金閣寺は京都市にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q049

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」のうち、五箇山が所在する県はどれか。
ア：富山県
イ：岐阜県
ウ：石川県
エ：福井県

答え・解説

正答：ア

ア：五箇山の合掌造り集落は富山県にある。
イ：この選択肢は該当しない。五箇山の合掌造り集落は富山県にある。
ウ：この選択肢は該当しない。五箇山の合掌造り集落は富山県にある。
エ：この選択肢は該当しない。五箇山の合掌造り集落は富山県にある。
総合解説：五箇山の合掌造り集落は富山県にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q050

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
世界遺産「白川郷・五箇山の合掌造り集落」のうち、白川郷が所在する県はどれか。
ア：富山県
イ：長野県
ウ：岐阜県
エ：石川県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。白川郷は岐阜県にある。
イ：この選択肢は該当しない。白川郷は岐阜県にある。
ウ：白川郷は岐阜県にある。
エ：この選択肢は該当しない。白川郷は岐阜県にある。
総合解説：白川郷は岐阜県にある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q051

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
毎年8月2日から7日に青森市で開催される、巨大な灯籠人形の山車で知られる祭りはどれか。
ア：秋田竿燈まつり
イ：青森ねぶた祭
ウ：博多祇園山笠
エ：阿波おどり

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。青森ねぶた祭は青森市で毎年8月2日～7日に行われる。
イ：青森ねぶた祭は青森市で毎年8月2日～7日に行われる。
ウ：この選択肢は該当しない。青森ねぶた祭は青森市で毎年8月2日～7日に行われる。
エ：この選択肢は該当しない。青森ねぶた祭は青森市で毎年8月2日～7日に行われる。
総合解説：青森ねぶた祭は青森市で毎年8月2日～7日に行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q052

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
多数の提灯を付けた竿燈を操る演技で知られ、例年8月上旬に秋田市で行われる祭りはどれか。
ア：青森ねぶた祭
イ：仙台七夕まつり
ウ：祇園祭
エ：秋田竿燈まつり

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。秋田竿燈まつりは秋田市で行われる東北の代表的夏祭りである。
イ：この選択肢は該当しない。秋田竿燈まつりは秋田市で行われる東北の代表的夏祭りである。
ウ：この選択肢は該当しない。秋田竿燈まつりは秋田市で行われる東北の代表的夏祭りである。
エ：秋田竿燈まつりは秋田市で行われる東北の代表的夏祭りである。
総合解説：秋田竿燈まつりは秋田市で行われる東北の代表的夏祭りである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q053

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
山笠を担いで博多の街を駆けることで知られる福岡市の祭りはどれか。

- ア：祇園祭
- イ：博多祇園山笠
- ウ：長崎くんち
- エ：高山祭

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。博多祇園山笠は福岡市博多区で行われる。
イ：博多祇園山笠は福岡市博多区で行われる。
ウ：この選択肢は該当しない。博多祇園山笠は福岡市博多区で行われる。
エ：この選択肢は該当しない。博多祇園山笠は福岡市博多区で行われる。
総合解説：博多祇園山笠は福岡市博多区で行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q054

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
7月に京都市中心部で山鉾巡行などが行われる代表的な祭りはどれか。

- ア：祇園祭
- イ：阿波おどり
- ウ：青森ねぶた祭
- エ：秋田竿燈まつり

答え・解説

正答：ア

ア：祇園祭は京都の代表的な祭りで、7月に山鉾巡行などが行われる。
イ：この選択肢は該当しない。祇園祭は京都の代表的な祭りで、7月に山鉾巡行などが行われる。
ウ：この選択肢は該当しない。祇園祭は京都の代表的な祭りで、7月に山鉾巡行などが行われる。
エ：この選択肢は該当しない。祇園祭は京都の代表的な祭りで、7月に山鉾巡行などが行われる。
総合解説：祇園祭は京都の代表的な祭りで、7月に山鉾巡行などが行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q055

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
毎年8月12日から15日を中心に徳島市で開催される踊りの祭典はどれか。

- ア：郡上おどり
- イ：花笠まつり
- ウ：仙台七夕まつり
- エ：阿波おどり

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。阿波おどりは徳島市で8月12日～15日に行われる。
イ：この選択肢は該当しない。阿波おどりは徳島市で8月12日～15日に行われる。
ウ：この選択肢は該当しない。阿波おどりは徳島市で8月12日～15日に行われる。
エ：阿波おどりは徳島市で8月12日～15日に行われる。
総合解説：阿波おどりは徳島市で8月12日～15日に行われる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q056

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
郷土料理「きりたんぼ」と最も関係の深い県はどれか。

- ア：青森県
- イ：宮城県
- ウ：秋田県
- エ：山形県

答え・解説

正答：ウ

ア：この選択肢は該当しない。きりたんぼは秋田県を代表する郷土料理の一つである。
イ：この選択肢は該当しない。きりたんぼは秋田県を代表する郷土料理の一つである。
ウ：きりたんぼは秋田県を代表する郷土料理の一つである。
エ：この選択肢は該当しない。きりたんぼは秋田県を代表する郷土料理の一つである。
総合解説：きりたんぼは秋田県を代表する郷土料理の一つである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q057

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
枝豆をすりつぶした餡を使う「ずんだ餅」と特に関係の深い県はどれか。

- ア：宮城県
- イ：岩手県
- ウ：福島県
- エ：秋田県

答え・解説

正答：ア

ア：ずんだ餅は宮城県・仙台周辺を代表する郷土菓子として知られる。
イ：この選択肢は該当しない。ずんだ餅は宮城県・仙台周辺を代表する郷土菓子として知られる。
ウ：この選択肢は該当しない。ずんだ餅は宮城県・仙台周辺を代表する郷土菓子として知られる。
エ：この選択肢は該当しない。ずんだ餅は宮城県・仙台周辺を代表する郷土菓子として知られる。
総合解説：ずんだ餅は宮城県・仙台周辺を代表する郷土菓子として知られる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q058

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
麺料理「長崎ちゃんぽん」と最も関係の深い都道府県はどれか。

- ア：熊本県
- イ：鹿児島県
- ウ：長崎県
- エ：沖縄県

答え・解説

正答：ウ

ア：熊本県ではない。長崎ちゃんぽんは長崎の代表的な麺料理である。
イ：鹿児島県ではない。
ウ：長崎県が正しい。長崎ちゃんぽんは長崎を代表する麺料理である。
エ：沖縄県ではない。
総合解説：長崎ちゃんぽんは長崎を代表する麺料理である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q059

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
「ゴーヤーチャンプルー」と最も関係の深い地域はどれか。

- ア：鹿児島県
- イ：沖縄県
- ウ：宮崎県
- エ：高知県

答え・解説

正答：イ

ア：この選択肢は該当しない。ゴーヤーチャンプルーは沖縄を代表する料理の一つである。
イ：ゴーヤーチャンプルーは沖縄を代表する料理の一つである。
ウ：この選択肢は該当しない。ゴーヤーチャンプルーは沖縄を代表する料理の一つである。
エ：この選択肢は該当しない。ゴーヤーチャンプルーは沖縄を代表する料理の一つである。
総合解説：ゴーヤーチャンプルーは沖縄を代表する料理の一つである。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q060

3-1 国内観光地理 > 文化財・観光施設・祭事・郷土料理 | 難易度：標準
太宰府天満宮の参道でも親しまれている、餡を餅生地で包んで焼く名物はどれか。

- ア：笹団子
- イ：赤福
- ウ：ういろう
- エ：梅ヶ枝餅

答え・解説

正答：エ

ア：この選択肢は該当しない。梅ヶ枝餅は福岡県太宰府の名物としてJNTOも紹介している。
イ：この選択肢は該当しない。梅ヶ枝餅は福岡県太宰府の名物としてJNTOも紹介している。
ウ：この選択肢は該当しない。梅ヶ枝餅は福岡県太宰府の名物としてJNTOも紹介している。
エ：梅ヶ枝餅は福岡県太宰府の名物としてJNTOも紹介している。
総合解説：梅ヶ枝餅は福岡県太宰府の名物としてJNTOも紹介している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q061

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

JRの普通乗車券で「子ども」として扱われる者の基本区分として正しいものはどれか。

ア：12歳以上18歳未満はすべて子どもである。

イ：6歳以上12歳未満。ただし12歳の小学生は子ども、6歳の小学校入学前は幼児として扱う。

ウ：3歳以上6歳未満だけが子どもである。

エ：年齢に関係なく学生は全員子どもである。

答え・解説

正答：イ

ア：JRの現行ルールと異なる。JRの「おとなと子ども」の案内では、子どもは6歳以上12歳未満を基本とし、学年による例外を定めている。

イ：JRの「おとなと子ども」の案内では、子どもは6歳以上12歳未満を基本とし、学年による例外を定めている。

ウ：JRの現行ルールと異なる。JRの「おとなと子ども」の案内では、子どもは6歳以上12歳未満を基本とし、学年による例外を定めている。

エ：JRの現行ルールと異なる。JRの「おとなと子ども」の案内では、子どもは6歳以上12歳未満を基本とし、学年による例外を定めている。

総合解説：JRの「おとなと子ども」の案内では、子どもは6歳以上12歳未満を基本とし、学年による例外を定めている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q062

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

こどもの普通乗車券の運賃は、原則としておとなの普通運賃をどう計算するか。

ア：半額とし、5円の端数は切り捨てて10円単位とする。

イ：おとな運賃の3分の1とする。

ウ：おとな運賃と同額とする。

エ：半額とし1円単位までそのまま計算する。

答え・解説

正答：ア

ア：こどもの乗車券・特急券等はおとなの半額で、5円の端数は切り捨てる。

イ：JRの現行ルールと異なる。こどもの乗車券・特急券等はおとなの半額で、5円の端数は切り捨てる。

ウ：JRの現行ルールと異なる。こどもの乗車券・特急券等はおとなの半額で、5円の端数は切り捨てる。

エ：JRの現行ルールと異なる。こどもの乗車券・特急券等はおとなの半額で、5円の端数は切り捨てる。

総合解説：こどもの乗車券・特急券等はおとなの半額で、5円の端数は切り捨てる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q063

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

こどもがグリーン車を利用する場合のグリーン料金について正しいものはどれか。

ア：グリーン料金も必ずおとなの半額になる。

イ：こどもはグリーン車を利用できない。

ウ：グリーン料金はこどもだけ無料である。

エ：グリーン料金はおとな・こども同額である。

答え・解説

正答：エ

ア：JRの現行ルールと異なる。グリーン料金、グランクラス料金、寝台料金にはこども半額の扱いはなく、おとなと同額である。

イ：JRの現行ルールと異なる。グリーン料金、グランクラス料金、寝台料金にはこども半額の扱いはなく、おとなと同額である。

ウ：JRの現行ルールと異なる。グリーン料金、グランクラス料金、寝台料金にはこども半額の扱いはなく、おとなと同額である。

エ：グリーン料金、グランクラス料金、寝台料金にはこども半額の扱いはなく、おとなと同額である。

総合解説：グリーン料金、グランクラス料金、寝台料金にはこども半額の扱いはなく、おとなと同額である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q064

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

おとな1人が、幼児3人だけを伴って普通列車の自由席を利用する。幼児の運賃の基本的な扱いとして正しいものはどれか。

ア：幼児3人とも必ず無料である。

イ：幼児3人ともおとな運賃が必要である。

ウ：幼児2人までは無料で、3人目にはこどもの運賃が必要となる。

エ：1人目だけ無料で、2人目以降はおとな運賃となる。

答え・解説

正答：ウ

ア：JRの現行ルールと異なる。幼児はおとな又はこども1人につき2人まで無料で、3人目からこどもの運賃・料金が必要となる。

イ：JRの現行ルールと異なる。幼児はおとな又はこども1人につき2人まで無料で、3人目からこどもの運賃・料金が必要となる。

ウ：幼児はおとな又はこども1人につき2人まで無料で、3人目からこどもの運賃・料金が必要となる。

エ：JRの現行ルールと異なる。幼児はおとな又はこども1人につき2人まで無料で、3人目からこどもの運賃・料金が必要となる。

総合解説：幼児はおとな又はこども1人につき2人まで無料で、3人目からこどもの運賃・料金が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q065

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

幼児が指定席を1席単独で使用する場合の扱いとして正しいものはどれか。

ア：こどもの運賃・料金が必要となる。

イ：幼児は座席を単独使用しても常に無料である。

ウ：おとな運賃の2倍が必要となる。

エ：指定席を単独使用することは認められない。

答え・解説

正答：ア

ア：幼児が指定席・グリーン席・寝台等を単独で利用する場合は、こどもの運賃・料金が必要となる。

イ：JRの現行ルールと異なる。幼児が指定席・グリーン席・寝台等を単独で利用する場合は、こどもの運賃・料金が必要となる。

ウ：JRの現行ルールと異なる。幼児が指定席・グリーン席・寝台等を単独で利用する場合は、こどもの運賃・料金が必要となる。

エ：JRの現行ルールと異なる。幼児が指定席・グリーン席・寝台等を単独で利用する場合は、こどもの運賃・料金が必要となる。

総合解説：幼児が指定席・グリーン席・寝台等を単独で利用する場合は、こどもの運賃・料金が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q066

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：基礎

片道の営業キロが100km以下の普通乗車券の有効期間は、原則何日か。

ア：2日（100km以下にも複数日有効を認める考え方）。

イ：3日（200km超の区分を100km以下へ流用する考え方）。

ウ：1日（100km以下を当日限りの区分として扱う考え方）。

エ：6日（長距離区分の有効日数を流用する考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則1日有効である。

イ：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則1日有効である。

ウ：100km以下の普通乗車券は原則1日有効である。

エ：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則1日有効である。

総合解説：100km以下の普通乗車券は原則1日有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q067

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

片道の営業キロが250kmの普通乗車券の有効期間として正しいものはどれか。

ア：1日（100km以下の短距離区分を適用する考え方）。

イ：3日（200km超400kmまでの区分として扱う考え方）。

ウ：2日（200kmまでの区分とみなす考え方）。

エ：5日（600km超800kmまでの長距離区分を流用する考え方）。

答え・解説

正答：イ

ア：JRの現行ルールと異なる。200kmを超え400kmまでの普通乗車券は3日有効である。

イ：200kmを超え400kmまでの普通乗車券は3日有効である。

ウ：JRの現行ルールと異なる。200kmを超え400kmまでの普通乗車券は3日有効である。

エ：JRの現行ルールと異なる。200kmを超え400kmまでの普通乗車券は3日有効である。

総合解説：200kmを超え400kmまでの普通乗車券は3日有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q068

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

営業キロ850kmの片道区間について普通乗車券を購入した。JRの現行ルールで、この乗車券の有効期間は何日か。

ア：3日（短距離側の有効日数区分を流用する考え方）。

イ：4日（中距離側の有効日数区分を流用する考え方）。

ウ：5日（準長距離側の有効日数区分を流用する考え方）。

エ：6日（800km超1000kmまでの区分として扱う考え方）。

答え・解説

正答：エ

ア：850kmは800kmを超え1000kmまでの区分であり、3日ではない。

イ：850kmの有効期間は4日ではない。

ウ：850kmの有効期間は5日ではない。

エ：6日が正しい。800kmを超え1000kmまでの普通乗車券は6日有効である。

総合解説：800kmを超え1000kmまでの普通乗車券は6日有効である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q069

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：応用
普通乗車券の片道営業キロが1000kmを超える場合の有効期間の計算として正しいものはどれか。
ア：1000kmを超えるとすべて一律10日になる。
イ：1000kmまでの6日に、200kmまでを増すごとに1日を加える。
ウ：100km増すごとに2日を加える。
エ：1000kmを超えると有効期間は無期限となる。

答え・解説

正答：イ

ア：JRの現行ルールと異なる。1000km超では6日に200kmまで増すごとに1日を加える。
イ：1000km超では6日に200kmまで増すごとに1日を加える。
ウ：JRの現行ルールと異なる。1000km超では6日に200kmまで増すごとに1日を加える。
エ：JRの現行ルールと異なる。1000km超では6日に200kmまで増すごとに1日を加える。
総合解説：1000km超では6日に200kmまで増すごとに1日を加える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q070

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準
片道営業キロが100kmを超える普通乗車券について、途中下車の基本的な取扱いとして正しいものはどれか。
ア：一定の例外を除き、後戻りしない限り何回でも途中下車できる。
イ：100kmを超えても途中下車は一切できない。
ウ：途中下車は必ず1回だけに限られる。
エ：途中下車すると残り区間は必ず無効になる。

答え・解説

正答：ア

ア：100kmを超える普通乗車券は、近郊区間内のみ等の例外を除き途中下車できる。
イ：JRの現行ルールと異なる。100kmを超える普通乗車券は、近郊区間内のみ等の例外を除き途中下車できる。
ウ：JRの現行ルールと異なる。100kmを超える普通乗車券は、近郊区間内のみ等の例外を除き途中下車できる。
エ：JRの現行ルールと異なる。100kmを超える普通乗車券は、近郊区間内のみ等の例外を除き途中下車できる。
総合解説：100kmを超える普通乗車券は、近郊区間内のみ等の例外を除き途中下車できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q071

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：基礎

片道営業キロが100km以下の普通乗車券で途中下車した場合の基本的な取扱いはどれか。

ア：何回でも途中下車できる。

イ：途中下車すると有効期間が自動で10日延長される。

ウ：途中下車すれば特急料金が無料になる。

エ：前途は無効となるため、原則として途中下車できない。

答え・解説

正答：エ

ア：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則として途中下車できない。

イ：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則として途中下車できない。

ウ：JRの現行ルールと異なる。100km以下の普通乗車券は原則として途中下車できない。

エ：100km以下の普通乗車券は原則として途中下車できない。

総合解説：100km以下の普通乗車券は原則として途中下車できない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q072

3-2 JR運賃・料金 > 普通運賃・乗車券 | 難易度：標準

旅行途中で乗車券の有効期間が満了したが、その時点で列車に乗車中だった。基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア：満了時刻に列車から必ず降りなければならない。

イ：残区間は必ず新たに全区間の運賃を払い直す。

ウ：途中下車をしなければ、その列車で券面の目的地まで旅行を続けられる。

エ：有効期間満了と同時に列車は運転を中止する。

答え・解説

正答：ウ

ア：JRの現行ルールと異なる。有効期間満了時に乗車中の場合、途中下車しなければ券面の目的地まで継続乗車できる。

イ：JRの現行ルールと異なる。有効期間満了時に乗車中の場合、途中下車しなければ券面の目的地まで継続乗車できる。

ウ：有効期間満了時に乗車中の場合、途中下車しなければ券面の目的地まで継続乗車できる。

エ：JRの現行ルールと異なる。有効期間満了時に乗車中の場合、途中下車しなければ券面の目的地まで継続乗車できる。

総合解説：有効期間満了時に乗車中の場合、途中下車しなければ券面の目的地まで継続乗車できる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q073

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準
JRで特急列車を利用する場合の基本的なきっぷの組合せとして正しいものはどれか。
ア：乗車区間の普通乗車券に加え、利用する特急列車に応じた特急券が必要である。
イ：特急券だけあれば普通乗車券は一切不要である。
ウ：普通乗車券だけで全国の特急列車の指定席を利用できる。
エ：グリーン券だけで普通運賃も特急料金もすべて含まれる。

答え・解説

正答：ア

ア：特急列車の利用には普通運賃に加え特急料金が必要となる。
イ：現行JRルールと異なる。特急列車の利用には普通運賃に加え特急料金が必要となる。
ウ：現行JRルールと異なる。特急列車の利用には普通運賃に加え特急料金が必要となる。
エ：現行JRルールと異なる。特急列車の利用には普通運賃に加え特急料金が必要となる。
総合解説：特急列車の利用には普通運賃に加え特急料金が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q074

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準
JRの指定席特急料金について、通常期を基準としたシーズン別の増減として正しいものはどれか。
ア：最繁忙期は+100円、繁忙期は+50円、閑散期は変わらない。
イ：すべての期間で必ず同額である。
ウ：最繁忙期は+400円、繁忙期は+200円、閑散期は-200円。
エ：最繁忙期ほど安くなり、閑散期ほど高くなる。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。指定席特急料金は通常期を基準に最繁忙期+400円、繁忙期+200円、閑散期-200円となる。
イ：現行JRルールと異なる。指定席特急料金は通常期を基準に最繁忙期+400円、繁忙期+200円、閑散期-200円となる。
ウ：指定席特急料金は通常期を基準に最繁忙期+400円、繁忙期+200円、閑散期-200円となる。
エ：現行JRルールと異なる。指定席特急料金は通常期を基準に最繁忙期+400円、繁忙期+200円、閑散期-200円となる。
総合解説：指定席特急料金は通常期を基準に最繁忙期+400円、繁忙期+200円、閑散期-200円となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q075

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準
自由席特急料金の基本的な計算として正しいものはどれか。

- ア：通常期の指定席特急料金に530円を加えた額。
イ：通常期の指定席特急料金から530円引いた額。
ウ：通常期指定席特急料金の半額。
エ：普通運賃と常に同額。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。自由席特急料金は通常期指定席特急料金から530円引いた額が基本である。
イ：自由席特急料金は通常期指定席特急料金から530円引いた額が基本である。
ウ：現行JRルールと異なる。自由席特急料金は通常期指定席特急料金から530円引いた額が基本である。
エ：現行JRルールと異なる。自由席特急料金は通常期指定席特急料金から530円引いた額が基本である。
総合解説：自由席特急料金は通常期指定席特急料金から530円引いた額が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q076

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準
こどもの特急料金の基本的な扱いとして正しいものはどれか。

- ア：おとなと常に同額である。
イ：こどもは特急料金が無料である。
ウ：おとなの3分の2とする。
エ：おとなの特急料金の半額とし、5円の端数は切り捨てる。

答え・解説

正答：エ

ア：現行JRルールと異なる。特急料金はこども半額の対象である。
イ：現行JRルールと異なる。特急料金はこども半額の対象である。
ウ：現行JRルールと異なる。特急料金はこども半額の対象である。
エ：特急料金はこども半額の対象である。
総合解説：特急料金はこども半額の対象である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q077

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準
在来線特急のグリーン車を利用する場合の基本的な料金構成として正しいものはどれか。

- ア：普通運賃だけでグリーン車を利用できる。
イ：普通運賃に、所定の特急料金とグリーン料金を加える。
ウ：グリーン料金だけ払えば普通運賃は不要である。
エ：特急料金だけでグリーン料金も含まれる。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。グリーン車利用では普通運賃・特急料金・グリーン料金の組合せが基本となる。
イ：グリーン車利用では普通運賃・特急料金・グリーン料金の組合せが基本となる。
ウ：現行JRルールと異なる。グリーン車利用では普通運賃・特急料金・グリーン料金の組合せが基本となる。
エ：現行JRルールと異なる。グリーン車利用では普通運賃・特急料金・グリーン料金の組合せが基本となる。
総合解説：グリーン車利用では普通運賃・特急料金・グリーン料金の組合せが基本となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q078

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用
特急列車のグリーン車を利用するとき、特急料金部分の基本的な扱いとして正しいものはどれか。

- ア：通常期の指定席特急料金から530円引いた特急料金に、別途グリーン料金を加える。
イ：指定席特急料金に530円を加え、そのうえでグリーン料金を二重に加える。
ウ：特急料金は一切不要となる。
エ：グリーン料金はこどもなら無料となる。

答え・解説

正答：ア

ア：グリーン車利用時の特急料金は、通常期指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。
イ：現行JRルールと異なる。グリーン車利用時の特急料金は、通常期指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。
ウ：現行JRルールと異なる。グリーン車利用時の特急料金は、通常期指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。
エ：現行JRルールと異なる。グリーン車利用時の特急料金は、通常期指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。
総合解説：グリーン車利用時の特急料金は、通常期指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q079

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準

寝台特急の寝台を利用する場合の基本的なきっぷの構成として正しいものはどれか。

- ア：普通乗車券だけで寝台を利用できる。
- イ：寝台券だけで普通運賃も特急料金も不要となる。
- ウ：指定席券だけで寝台を利用できる。
- エ：普通乗車券に、所定の特急券と寝台券を組み合わせる。

答え・解説

正答：エ

- ア：現行JRルールと異なる。寝台利用には普通運賃に加えて特急料金と寝台料金が必要となる。
 - イ：現行JRルールと異なる。寝台利用には普通運賃に加えて特急料金と寝台料金が必要となる。
 - ウ：現行JRルールと異なる。寝台利用には普通運賃に加えて特急料金と寝台料金が必要となる。
 - エ：寝台利用には普通運賃に加えて特急料金と寝台料金が必要となる。
- 総合解説：寝台利用には普通運賃に加えて特急料金と寝台料金が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q080

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準

新幹線の指定席特急料金について正しいものはどれか。

- ア：全国どの区間でも一律530円である。
- イ：普通運賃と常に同額である。
- ウ：利用する駅間や列車・時期などに応じて定められる。
- エ：乗車距離に関係なく無料である。

答え・解説

正答：ウ

- ア：現行JRルールと異なる。新幹線指定席特急料金は利用区間等に応じた所定額となる。
 - イ：現行JRルールと異なる。新幹線指定席特急料金は利用区間等に応じた所定額となる。
 - ウ：新幹線指定席特急料金は利用区間等に応じた所定額となる。
 - エ：現行JRルールと異なる。新幹線指定席特急料金は利用区間等に応じた所定額となる。
- 総合解説：新幹線指定席特急料金は利用区間等に応じた所定額となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q081

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：標準

自由席のある新幹線で自由席を利用する場合の基本的な特急料金として正しいものはどれか。

ア：通常期の指定席特急料金から530円引いた額。

イ：指定席特急料金に530円を加えた額。

ウ：指定席特急料金の2倍。

エ：普通運賃だけでよい。

答え・解説

正答：ア

ア：新幹線自由席特急料金も、通常期の指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

イ：現行JRルールと異なる。新幹線自由席特急料金も、通常期の指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

ウ：現行JRルールと異なる。新幹線自由席特急料金も、通常期の指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

エ：現行JRルールと異なる。新幹線自由席特急料金も、通常期の指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

総合解説：新幹線自由席特急料金も、通常期の指定席特急料金から530円引く扱いが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q082

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用

同一の新幹線利用区間で、一部区間を自由席、別の区間を指定席で乗り継ぐ場合の特急料金として正しいものはどれか。

ア：全区間を必ず自由席特急料金で計算する。

イ：指定席区間の特急料金は不要となる。

ウ：原則として全区間を指定席特急料金で計算する。

エ：普通運賃だけでよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。一部区間でも指定席を利用する場合、原則として新幹線全区間を指定席特急料金で計算する。

イ：現行JRルールと異なる。一部区間でも指定席を利用する場合、原則として新幹線全区間を指定席特急料金で計算する。

ウ：一部区間でも指定席を利用する場合、原則として新幹線全区間を指定席特急料金で計算する。

エ：現行JRルールと異なる。一部区間でも指定席を利用する場合、原則として新幹線全区間を指定席特急料金で計算する。

総合解説：一部区間でも指定席を利用する場合、原則として新幹線全区間を指定席特急料金で計算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q083

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用

「はやぶさ」「こまち」「かがやき」など全車指定席列車が満席の場合に発売されることがある立席特急券について正しいものはどれか。

ア：どの列車にも自由に乗れる無記名券である。

イ：指定された列車に立って利用する券で、所定の区間では通常期指定席特急料金から530円引いた額を基準とする。

ウ：立席特急券は普通運賃を含み、乗車券は不要である。

エ：満席でなくても必ず立席特急券しか発売されない。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。全車指定席の一部列車では満席時に立席特急券が発売されることがある。

イ：全車指定席の一部列車では満席時に立席特急券が発売されることがある。

ウ：現行JRルールと異なる。全車指定席の一部列車では満席時に立席特急券が発売されることがある。

エ：現行JRルールと異なる。全車指定席の一部列車では満席時に立席特急券が発売されることがある。

総合解説：全車指定席の一部列車では満席時に立席特急券が発売されることがある。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q084

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用

新幹線改札口を出ずに2個以上の新幹線列車を乗り継ぐ場合の特急料金について、基本的な考え方として正しいものはどれか。

ア：列車ごとに必ず初乗り料金を重複して加算する。

イ：2列車目からは特急料金が必ず無料となる。

ウ：普通運賃もすべて無効となる。

エ：一定の場合、乗り継ぐ新幹線区間全体を通して特急料金を計算する。

答え・解説

正答：エ

ア：現行JRルールと異なる。新幹線改札を出ない連続利用では、一定の条件で新幹線区間を通して特急料金を計算する。

イ：現行JRルールと異なる。新幹線改札を出ない連続利用では、一定の条件で新幹線区間を通して特急料金を計算する。

ウ：現行JRルールと異なる。新幹線改札を出ない連続利用では、一定の条件で新幹線区間を通して特急料金を計算する。

エ：新幹線改札を出ない連続利用では、一定の条件で新幹線区間を通して特急料金を計算する。

総合解説：新幹線改札を出ない連続利用では、一定の条件で新幹線区間を通して特急料金を計算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q085

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用
こどもが新幹線のグリーン車を利用する場合の料金について正しいものはどれか。
ア：特急料金もグリーン料金も必ず無料となる。
イ：特急料金はこども扱いになるが、グリーン料金はおとなと同額である。
ウ：特急料金はおとな同額で、グリーン料金だけ半額となる。
エ：両方とも必ずおとなの半額となる。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。こどもの特急料金は半額だが、グリーン料金にはこども半額の扱いがない。
イ：こどもの特急料金は半額だが、グリーン料金にはこども半額の扱いがない。
ウ：現行JRルールと異なる。こどもの特急料金は半額だが、グリーン料金にはこども半額の扱いがない。
エ：現行JRルールと異なる。こどもの特急料金は半額だが、グリーン料金にはこども半額の扱いがない。
総合解説：こどもの特急料金は半額だが、グリーン料金にはこども半額の扱いがない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q086

3-2 JR運賃・料金 > 新幹線・特急等の料金 | 難易度：応用
新幹線と在来線特急を一定駅で乗り継いだ際に在来線特急料金等を割り引く「乗継割引」の現在の取扱いとして正しいものはどれか。
ア：2024年3月16日に制度が廃止され、現在は従来の乗継割引は適用されない。
イ：2026年現在も全国すべての乗継で50%引きとなる。
ウ：2026年から新たに普通運賃を半額にする制度へ変更された。
エ：乗継割引は航空運賃にのみ適用される制度である。

答え・解説

正答：ア

ア：新幹線と在来線特急等の乗継割引は2024年3月16日に廃止されている。
イ：現行JRルールと異なる。新幹線と在来線特急等の乗継割引は2024年3月16日に廃止されている。
ウ：現行JRルールと異なる。新幹線と在来線特急等の乗継割引は2024年3月16日に廃止されている。
エ：現行JRルールと異なる。新幹線と在来線特急等の乗継割引は2024年3月16日に廃止されている。
総合解説：新幹線と在来線特急等の乗継割引は2024年3月16日に廃止されている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q087

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準
JRの学生割引乗車券を利用できる普通運賃の距離要件として正しいものはどれか。
ア：片道10km以上であること。
イ：片道50km以下であること。
ウ：距離要件は一切ない。
エ：片道の営業キロが101km以上であること。

答え・解説

正答：エ

ア：現行JRルールと異なる。指定学校の学生・生徒が片道101km以上利用すると普通運賃が2割引になる。
イ：現行JRルールと異なる。指定学校の学生・生徒が片道101km以上利用すると普通運賃が2割引になる。
ウ：現行JRルールと異なる。指定学校の学生・生徒が片道101km以上利用すると普通運賃が2割引になる。
エ：指定学校の学生・生徒が片道101km以上利用すると普通運賃が2割引になる。
総合解説：指定学校の学生・生徒が片道101km以上利用すると普通運賃が2割引になる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q088

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準
JRの学生割引乗車券で割引される普通運賃の割合として正しいものはどれか。
ア：1割引（一般的な小幅割引率を当てはめる考え方）。
イ：5割引（半額扱いの大幅割引とみなす考え方）。
ウ：2割引（学生割引の所定割引率を適用する考え方）。
エ：8割引（運賃の大部分を減額する特別割引とみなす考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。学生割引は普通運賃を2割引とする。
イ：現行JRルールと異なる。学生割引は普通運賃を2割引とする。
ウ：学生割引は普通運賃を2割引とする。
エ：現行JRルールと異なる。学生割引は普通運賃を2割引とする。
総合解説：学生割引は普通運賃を2割引とする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q089

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

学生割引について正しいものはどれか。

ア：割引対象は普通運賃であり、特急料金そのものが学生割引で2割引になるわけではない。

イ：特急料金だけが2割引になり普通運賃は割引されない。

ウ：グリーン料金だけが5割引になる。

エ：すべての料金が一律無料になる。

答え・解説

正答：ア

ア：学生割引は普通乗車券の運賃に適用される。

イ：現行JRルールと異なる。学生割引は普通乗車券の運賃に適用される。

ウ：現行JRルールと異なる。学生割引は普通乗車券の運賃に適用される。

エ：現行JRルールと異なる。学生割引は普通乗車券の運賃に適用される。

総合解説：学生割引は普通乗車券の運賃に適用される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q090

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：応用

JRグループの往復乗車券について、2026年3月14日以降の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：往復乗車券は2026年3月14日から初めて発売された。

イ：往復乗車券は現在もすべての区間で従来どおり発売される。

ウ：往復乗車券の発売は2026年3月13日で終了し、3月14日以降は原則として片道乗車券を往路・復路それぞれ購入する。

エ：往復乗車券の発売終了は航空券だけの制度変更である。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。JRグループは往復乗車券・連続乗車券の発売を2026年3月13日で終了した。

イ：現行JRルールと異なる。JRグループは往復乗車券・連続乗車券の発売を2026年3月13日で終了した。

ウ：JRグループは往復乗車券・連続乗車券の発売を2026年3月13日で終了した。

エ：現行JRルールと異なる。JRグループは往復乗車券・連続乗車券の発売を2026年3月13日で終了した。

総合解説：JRグループは往復乗車券・連続乗車券の発売を2026年3月13日で終了した。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q091

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：応用

片道601km以上の往復利用に適用されていた往復割引の現在の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：2026年3月14日から割引率が5割に拡大した。

イ：往復乗車券の発売終了に伴い、従来の往復割引も2026年3月13日で終了した。

ウ：現在も601km以上なら必ず1割引になる。

エ：往復割引は特急料金だけに適用され続けている。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。従来の往復割引は往復乗車券の発売終了とともに終了した。

イ：従来の往復割引は往復乗車券の発売終了とともに終了した。

ウ：現行JRルールと異なる。従来の往復割引は往復乗車券の発売終了とともに終了した。

エ：現行JRルールと異なる。従来の往復割引は往復乗車券の発売終了とともに終了した。

総合解説：従来の往復割引は往復乗車券の発売終了とともに終了した。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q092

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

使用開始前の普通乗車券等について、同じ種類のきっぷへ変更する基本的な取扱いとして正しいものはどれか。

ア：変更は一切できない。

イ：何回でも無制限に無料変更できる。

ウ：変更時は必ず元の運賃の2倍を支払う。

エ：有効期間内で、原則1回に限り手数料なしで変更でき、差額は精算する。

答え・解説

正答：エ

ア：現行JRルールと異なる。使用開始前は、同種のきっぷへの変更を原則1回手数料なしで行える。

イ：現行JRルールと異なる。使用開始前は、同種のきっぷへの変更を原則1回手数料なしで行える。

ウ：現行JRルールと異なる。使用開始前は、同種のきっぷへの変更を原則1回手数料なしで行える。

エ：使用開始前は、同種のきっぷへの変更を原則1回手数料なしで行える。

総合解説：使用開始前は、同種のきっぷへの変更を原則1回手数料なしで行える。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q093

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

使用開始前のきっぷをすでに1回変更した後、さらにもう一度変更したい場合の基本的な扱いはどれか。

ア：2回目も必ず無制限に無料変更できる。

イ：いったん払い戻してから、新たに希望するきっぷを買い直す。

ウ：2回目以降の変更は永久に禁止される。

エ：きっぷを破棄すれば自動的に新券が発行される。

答え・解説

正答：イ

ア：現行JRルールと異なる。2回目の変更は、いったん払戻しをして新たなきっぷを購入する扱いになる。

イ：2回目の変更は、いったん払戻しをして新たなきっぷを購入する扱いになる。

ウ：現行JRルールと異なる。2回目の変更は、いったん払戻しをして新たなきっぷを購入する扱いになる。

エ：現行JRルールと異なる。2回目の変更は、いったん払戻しをして新たなきっぷを購入する扱いになる。

総合解説：2回目の変更は、いったん払戻しをして新たなきっぷを購入する扱いになる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q094

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

指定席特急券など指定券の使用開始前変更について正しいものはどれか。

ア：予約している列車の出発時刻までに変更手続を行う必要がある。

イ：列車出発後1年以内なら同じ条件で無料変更できる。

ウ：出発時刻を過ぎても指定席は必ず同額で変更できる。

エ：指定券は購入直後でも一切変更できない。

答え・解説

正答：ア

ア：指定券の変更は予約列車の出発時刻までが基本である。

イ：現行JRルールと異なる。指定券の変更は予約列車の出発時刻までが基本である。

ウ：現行JRルールと異なる。指定券の変更は予約列車の出発時刻までが基本である。

エ：現行JRルールと異なる。指定券の変更は予約列車の出発時刻までが基本である。

総合解説：指定券の変更は予約列車の出発時刻までが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q095

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

未使用で有効期間内の普通乗車券を払い戻す場合の基本的な払戻手数料はいくらか。

ア：110円（少額の固定手数料を想定する考え方）。

イ：340円（指定券の早期払戻手数料を流用する考え方）。

ウ：530円（別種の料金券の手数を流用する考え方）。

エ：220円（普通乗車券等の未使用払戻しの固定手数料として扱う）。

答え・解説

正答：エ

ア：現行JRルールと異なる。普通乗車券等の未使用払戻しでは220円の手数料が基本である。

イ：現行JRルールと異なる。普通乗車券等の未使用払戻しでは220円の手数料が基本である。

ウ：現行JRルールと異なる。普通乗車券等の未使用払戻しでは220円の手数料が基本である。

エ：普通乗車券等の未使用払戻しでは220円の手数料が基本である。

総合解説：普通乗車券等の未使用払戻しでは220円の手数料が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q096

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：標準

指定席特急券などの指定券を、列車出発日の2日前までに払い戻す場合の基本的な払戻手数料はどれか。

ア：220円（普通乗車券等の払戻手数料を指定券へ流用する考え方）。

イ：530円（前日・当日の別区分を固定額として扱う考え方）。

ウ：340円（出発日の2日前までの指定券区分を適用する考え方）。

エ：料金の100%（払戻しを認めず全額を手数料とする考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。指定券を出発日の2日前までに払い戻す場合の手数料は340円である。

イ：現行JRルールと異なる。指定券を出発日の2日前までに払い戻す場合の手数料は340円である。

ウ：指定券を出発日の2日前までに払い戻す場合の手数料は340円である。

エ：現行JRルールと異なる。指定券を出発日の2日前までに払い戻す場合の手数料は340円である。

総合解説：指定券を出発日の2日前までに払い戻す場合の手数料は340円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q097

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：応用
指定席特急券などの指定券を、列車出発日の前日から出発時刻までに払い戻す場合の手数料として正しいものはどれか。
ア：料金の30%（最低340円。前日・当日の指定券払戻区分として扱う）。
イ：一律220円（普通乗車券の固定手数料をそのまま適用する考え方）。
ウ：料金の5%（最低10円。低率の割合手数料を仮定する考え方）。
エ：手数料は一切かからない（直前でも無手数料とする考え方）。

答え・解説

正答：ア

ア：指定券の前日・当日払戻しは料金の30%で、最低340円である。
イ：現行JRルールと異なる。指定券の前日・当日払戻しは料金の30%で、最低340円である。
ウ：現行JRルールと異なる。指定券の前日・当日払戻しは料金の30%で、最低340円である。
エ：現行JRルールと異なる。指定券の前日・当日払戻しは料金の30%で、最低340円である。
総合解説：指定券の前日・当日払戻しは料金の30%で、最低340円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q098

3-2 JR運賃・料金 > 割引・乗継・変更・払戻し | 難易度：応用
旅行開始後に普通乗車券の旅行を中止し、未使用区間の営業キロが100kmを超える場合の払戻しとして正しいものはどれか。
ア：使用開始後は未使用区間が長くても絶対に払い戻されない。
イ：発売額全額を手数料なしで払い戻す。
ウ：発売額から、すでに乗車した区間の普通運賃と220円の払戻手数料を差し引いた残額を払い戻す。
エ：未使用区間の特急料金だけを必ず2倍返金する。

答え・解説

正答：ウ

ア：現行JRルールと異なる。使用開始後は、未使用区間が100kmを超える場合に所定計算で払戻しを受けられる。
イ：現行JRルールと異なる。使用開始後は、未使用区間が100kmを超える場合に所定計算で払戻しを受けられる。
ウ：使用開始後は、未使用区間が100kmを超える場合に所定計算で払戻しを受けられる。
エ：現行JRルールと異なる。使用開始後は、未使用区間が100kmを超える場合に所定計算で払戻しを受けられる。
総合解説：使用開始後は、未使用区間が100kmを超える場合に所定計算で払戻しを受けられる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q099

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準
2026年5月19日搭乗分からのANA国内線で、主要な3種類の運賃として正しい組合せはどれか。
ア：エコノミー・ビジネス・ファーストだけ。
イ：シンプル・スタンダード・フレックス。
ウ：自由席・指定席・寝台席。
エ：普通運賃・学割運賃・往復割引だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAは2026年5月19日搭乗分から主要運賃をシンプル、スタンダード、フレックスとして案内している。
イ：ANAは2026年5月19日搭乗分から主要運賃をシンプル、スタンダード、フレックスとして案内している。
ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAは2026年5月19日搭乗分から主要運賃をシンプル、スタンダード、フレックスとして案内している。
エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAは2026年5月19日搭乗分から主要運賃をシンプル、スタンダード、フレックスとして案内している。
総合解説：ANAは2026年5月19日搭乗分から主要運賃をシンプル、スタンダード、フレックスとして案内している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q100

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準
ANA国内線のフレックス運賃について、予約期限として正しいものはどれか。
ア：搭乗日の45日前まで。
イ：搭乗日の前日までに限る。
ウ：搭乗後30日以内。
エ：搭乗日当日まで。

答え・解説

正答：エ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。フレックスは搭乗日当日まで予約可能な運賃である。
イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。フレックスは搭乗日当日まで予約可能な運賃である。
ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。フレックスは搭乗日当日まで予約可能な運賃である。
エ：フレックスは搭乗日当日まで予約可能な運賃である。
総合解説：フレックスは搭乗日当日まで予約可能な運賃である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q101

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準

ANA国内線のスタンダード運賃について、基本的な予約期限として正しいものはどれか。

ア：搭乗日当日まで必ず予約できる。

イ：搭乗日の前日まで。

ウ：搭乗日の100日前までしか予約できない。

エ：旅行終了後まで。

答え・解説

正答：イ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダードは基本的に搭乗日前日までの予約となる。

イ：スタンダードは基本的に搭乗日前日までの予約となる。

ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダードは基本的に搭乗日前日までの予約となる。

エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダードは基本的に搭乗日前日までの予約となる。

総合解説：スタンダードは基本的に搭乗日前日までの予約となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q102

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準

ANA国内線のシンプル運賃の予約変更について正しいものはどれか。

ア：原則として予約変更はできない。

イ：何回でも手数料なしで変更できる。

ウ：1回だけ必ず無料変更できる。

エ：出発後に限り自由に変更できる。

答え・解説

正答：ア

ア：シンプルは価格を抑える一方、予約変更不可の運賃である。

イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプルは価格を抑える一方、予約変更不可の運賃である。

ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプルは価格を抑える一方、予約変更不可の運賃である。

エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプルは価格を抑える一方、予約変更不可の運賃である。

総合解説：シンプルは価格を抑える一方、予約変更不可の運賃である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q103

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準
ANA国内線フレックスのエコノミークラスで、基本的な無料手荷物許容量として正しいものはどれか。
ア：23kgまで1個（単数の無料手荷物枠とみなす）。
イ：32kgまで3個（重量上限を引き上げた複数手荷物枠とみなす）。
ウ：重量制限なしで5個（個数だけを制限する考え方）。
エ：23kgまでの手荷物2個（エコノミーの複数無料枠として扱う）。

答え・解説

正答：エ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。2026年5月19日以降のフレックス・エコノミーは23kg/2個が基本である。
イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。2026年5月19日以降のフレックス・エコノミーは23kg/2個が基本である。
ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。2026年5月19日以降のフレックス・エコノミーは23kg/2個が基本である。
エ：2026年5月19日以降のフレックス・エコノミーは23kg/2個が基本である。
総合解説：2026年5月19日以降のフレックス・エコノミーは23kg/2個が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q104

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：標準
ANA国内線スタンダードのエコノミークラスで、基本的な無料手荷物許容量はどれか。
ア：23kgまで1個（無料枠を単数だけとする考え方）。
イ：32kgまで1個（個数は単数のまま重量上限だけを増やす考え方）。
ウ：23kgまで2個（標準的な複数無料枠として扱う）。
エ：手荷物はすべて有料（無料受託手荷物枠を設けない考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダード・エコノミーの無料手荷物は23kg/2個が基本である。
イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダード・エコノミーの無料手荷物は23kg/2個が基本である。
ウ：スタンダード・エコノミーの無料手荷物は23kg/2個が基本である。
エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。スタンダード・エコノミーの無料手荷物は23kg/2個が基本である。
総合解説：スタンダード・エコノミーの無料手荷物は23kg/2個が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q105

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：応用
ANA国内線シンプルのエコノミークラスで、基本的な無料手荷物許容量はどれか。
ア：23kgまで1個（シンプル運賃を単数無料枠として扱う）。
イ：23kgまで2個（上位運賃と同じ複数無料枠を適用する考え方）。
ウ：32kgまで3個（重量・個数とも上位枠へ拡張する考え方）。
エ：無料手荷物は10個まで（個数上限だけを大幅に広げる考え方）。

答え・解説

正答：ア

ア：シンプル・エコノミーは23kg/1個が基本である。
イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプル・エコノミーは23kg/1個が基本である。
ウ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプル・エコノミーは23kg/1個が基本である。
エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。シンプル・エコノミーは23kg/1個が基本である。
総合解説：シンプル・エコノミーは23kg/1個が基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q106

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空運賃・料金 | 難易度：応用
ANA国内線のフレックスやスタンダードなどで、予約・販売開始時期として基本となるのはどれか。
ア：搭乗日の30日前の正午。
イ：搭乗日の3年前。
ウ：搭乗日の355日前の日本時間午前9時。
エ：搭乗後355日。

答え・解説

正答：ウ

ア：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAの主要国内線運賃は搭乗日355日前の午前9時から販売される。
イ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAの主要国内線運賃は搭乗日355日前の午前9時から販売される。
ウ：ANAの主要国内線運賃は搭乗日355日前の午前9時から販売される。
エ：ANAの2026年5月19日以降の運賃規則と異なる。ANAの主要国内線運賃は搭乗日355日前の午前9時から販売される。
総合解説：ANAの主要国内線運賃は搭乗日355日前の午前9時から販売される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q107

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用
ANA国内線フレックスの予約変更について正しいものはどれか。

ア：予約変更は一切できない。

イ：予約変更が可能で、予約変更手数料はかからない。ただし空席状況に応じ差額調整が生じることがある。

ウ：予約変更は可能だが必ず運賃額の60%の変更手数料がかかる。

エ：変更すると必ず無料でファーストクラスになる。

答え・解説

正答：イ

ア：ANAの現行ルールと異なる。フレックスは変更可能・変更手数料無料だが、空席連動型のため差額調整があり得る。

イ：フレックスは変更可能・変更手数料無料だが、空席連動型のため差額調整があり得る。

ウ：ANAの現行ルールと異なる。フレックスは変更可能・変更手数料無料だが、空席連動型のため差額調整があり得る。

エ：ANAの現行ルールと異なる。フレックスは変更可能・変更手数料無料だが、空席連動型のため差額調整があり得る。

総合解説：フレックスは変更可能・変更手数料無料だが、空席連動型のため差額調整があり得る。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q108

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用
ANA国内線スタンダードの予約変更について正しいものはどれか。

ア：予約変更は常に無料である。

イ：予約変更は一切できない。

ウ：出発後だけ無料で変更できる。

エ：予約変更は可能だが、変更時期に応じた予約変更手数料がかかる。

答え・解説

正答：エ

ア：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは変更可能だが、所定の予約変更手数料が必要となる。

イ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは変更可能だが、所定の予約変更手数料が必要となる。

ウ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは変更可能だが、所定の予約変更手数料が必要となる。

エ：スタンダードは変更可能だが、所定の予約変更手数料が必要となる。

総合解説：スタンダードは変更可能だが、所定の予約変更手数料が必要となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q109

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用

ANA国内線スタンダードを購入後、搭乗日の45日前までに払い戻す場合の取消手数料は、税抜運賃額のおおむね何%相当か。

ア：5%相当（購入直後の取消しを軽率区分で扱う考え方）。

イ：10%相当（購入後から45日前までの初期取消区分として扱う）。

ウ：30%相当（出発直前期の高率区分を前倒しして適用する考え方）。

エ：60%相当（より制限の強い運賃の直前取消区分を流用する考え方）。

答え・解説

正答：イ

ア：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは購入後～搭乗日45日前の取消手数料が税抜運賃額の約10%相当である。

イ：スタンダードは購入後～搭乗日45日前の取消手数料が税抜運賃額の約10%相当である。

ウ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは購入後～搭乗日45日前の取消手数料が税抜運賃額の約10%相当である。

エ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは購入後～搭乗日45日前の取消手数料が税抜運賃額の約10%相当である。

総合解説：スタンダードは購入後～搭乗日45日前の取消手数料が税抜運賃額の約10%相当である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q110

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用

ANA国内線スタンダードを搭乗日の27日前から出発時刻前までに払い戻す場合、取消手数料は税抜運賃額のおおむね何%相当か。

ア：30%相当（27日前以降のスタンダード直前取消区分として扱う）。

イ：10%相当（45日前までの初期取消区分を流用する考え方）。

ウ：20%相当（中間的な割合を仮定する考え方）。

エ：100%相当（払戻し不可として全額を取消手数料とする考え方）。

答え・解説

正答：ア

ア：スタンダードは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約30%相当である。

イ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約30%相当である。

ウ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約30%相当である。

エ：ANAの現行ルールと異なる。スタンダードは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約30%相当である。

総合解説：スタンダードは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約30%相当である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q111

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用

ANA国内線のシンプル運賃を、搭乗予定日の20日前に旅行者都合で取り消した。この時点の取消手数料は、税抜運賃額のおおむね何%相当か。

ア：10%相当（スタンダードの早期取消区分を流用する考え方）。

イ：30%相当（スタンダードの直前取消区分を流用する考え方）。

ウ：40%相当（シンプル運賃のより早い時期の区分を流用する考え方）。

エ：60%相当（シンプル運賃の27日前以降の区分として扱う）。

答え・解説

正答：エ

ア：10%相当ではない。シンプルの20日前は27日前～出発時刻前の区分に入る。

イ：30%相当ではない。これはスタンダードの27日前～出発時刻前の目安である。

ウ：40%相当ではない。シンプルでは44日前～28日前の区分の目安である。

エ：60%相当が正しい。シンプルは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が約60%相当である。

総合解説：シンプル・セールは搭乗日27日前～出発時刻前の取消手数料が税抜運賃額の約60%相当である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q112

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用

ANA国内線のスタンダード又はシンプルを出発時刻以降に払い戻す場合の基本的な取消手数料として正しいものはどれか。

ア：取消手数料は0円である。

イ：税抜運賃額の5%だけである。

ウ：税抜運賃額の100%相当で、消費税と旅客施設使用料は返金される。

エ：旅客施設使用料も必ず没収される。

答え・解説

正答：ウ

ア：ANAの現行ルールと異なる。出発時刻以降は税抜運賃額100%相当が基本で、消費税・PFCは返金対象である。

イ：ANAの現行ルールと異なる。出発時刻以降は税抜運賃額100%相当が基本で、消費税・PFCは返金対象である。

ウ：出発時刻以降は税抜運賃額100%相当が基本で、消費税・PFCは返金対象である。

エ：ANAの現行ルールと異なる。出発時刻以降は税抜運賃額100%相当が基本で、消費税・PFCは返金対象である。

総合解説：出発時刻以降は税抜運賃額100%相当が基本で、消費税・PFCは返金対象である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q113

3-3 国内航空・フェリー > 国内航空の変更・取消・払戻し | 難易度：応用

ANA国内線航空券の払戻可能期間について正しいものはどれか。

ア：旅行開始日から1年と30日以内で、旅行を開始していない場合は航空券発行日から1年と30日以内。

イ：発行後24時間以内だけ。

ウ：搭乗予定日から10年間。

エ：払戻可能期間は一切定められていない。

答え・解説

正答：ア

ア：ANAは国内線航空券の払戻可能期間を、旅行開始日（未開始なら発行日）から1年と30日以内としている。

イ：ANAの現行ルールと異なる。ANAは国内線航空券の払戻可能期間を、旅行開始日（未開始なら発行日）から1年と30日以内としている。

ウ：ANAの現行ルールと異なる。ANAは国内線航空券の払戻可能期間を、旅行開始日（未開始なら発行日）から1年と30日以内としている。

エ：ANAの現行ルールと異なる。ANAは国内線航空券の払戻可能期間を、旅行開始日（未開始なら発行日）から1年と30日以内としている。

総合解説：ANAは国内線航空券の払戻可能期間を、旅行開始日（未開始なら発行日）から1年と30日以内としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q114

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：標準

フェリー等に適用されるフェリーを含む標準運送約款で、大人旅客の基本的な区分として正しいものはどれか。

ア：6歳以上12歳未満だけ。

イ：1歳未満だけ。

ウ：12歳以上。ただし12歳の小学生は小児として扱う。

エ：18歳以上に限る。

答え・解説

正答：ウ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では12歳以上を大人とし、12歳の小学生は小児扱いとする。

イ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では12歳以上を大人とし、12歳の小学生は小児扱いとする。

ウ：標準運送約款では12歳以上を大人とし、12歳の小学生は小児扱いとする。

エ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では12歳以上を大人とし、12歳の小学生は小児扱いとする。

総合解説：標準運送約款では12歳以上を大人とし、12歳の小学生は小児扱いとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q115

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：標準
標準運送約款上、小児として扱われる基本的な範囲として正しいものはどれか。

ア：12歳以上18歳未満だけ。

イ：1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も小児に含む。

ウ：20歳未満全員。

エ：1歳未満だけ。

答え・解説

正答：イ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。小児は1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も含む。

イ：小児は1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も含む。

ウ：国土交通省の標準運送約款と異なる。小児は1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も含む。

エ：国土交通省の標準運送約款と異なる。小児は1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も含む。

総合解説：小児は1歳以上12歳未満を基本とし、12歳の小学生も含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q116

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：基礎
標準運送約款で、1歳未満の乳児の旅客運賃について正しいものはどれか。

ア：大人運賃の2倍である。

イ：小児運賃の3倍である。

ウ：必ず大人運賃と同額である。

エ：原則として無料である。

答え・解説

正答：エ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。1歳未満の乳児は無料運送の対象である。

イ：国土交通省の標準運送約款と異なる。1歳未満の乳児は無料運送の対象である。

ウ：国土交通省の標準運送約款と異なる。1歳未満の乳児は無料運送の対象である。

エ：1歳未満の乳児は無料運送の対象である。

総合解説：1歳未満の乳児は無料運送の対象である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q117

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：応用

大人旅客1人が、団体ではない旅行で1歳以上の小学校入学前の小児1人を同伴する場合、標準運送約款上の基本的な運賃取扱いはどれか。

ア：同伴していても必ず大人運賃が必要である。

イ：同伴する小児1人は無料となる。

ウ：無料となるのは同伴小児10人までである。

エ：同伴する小児は必ず貨物運賃を支払う。

答え・解説

正答：イ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。大人に同伴される1歳以上の小学校入学前の小児は、大人1人につき1人を無料とするのが基本である。

イ：大人に同伴される1歳以上の小学校入学前の小児は、大人1人につき1人を無料とするのが基本である。

ウ：国土交通省の標準運送約款と異なる。大人に同伴される1歳以上の小学校入学前の小児は、大人1人につき1人を無料とするのが基本である。

エ：国土交通省の標準運送約款と異なる。大人に同伴される1歳以上の小学校入学前の小児は、大人1人につき1人を無料とするのが基本である。

総合解説：大人に同伴される1歳以上の小学校入学前の小児は、大人1人につき1人を無料とするのが基本である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q118

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：標準

フェリー等の標準運送約款における乗船券の基本的な発行方法として正しいものはどれか。

ア：旅客運賃・料金を収受して乗船券を発行する。

イ：乗船券は運賃を収受せず必ず無料で発行する。

ウ：乗船後にしか乗船券を発行できない。

エ：乗船券制度は存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：標準運送約款は運賃・料金の収受と引換えに乗船券を発行することを基本としている。

イ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は運賃・料金の収受と引換えに乗船券を発行することを基本としている。

ウ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は運賃・料金の収受と引換えに乗船券を発行することを基本としている。

エ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は運賃・料金の収受と引換えに乗船券を発行することを基本としている。

総合解説：標準運送約款は運賃・料金の収受と引換えに乗船券を発行することを基本としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q119

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：標準

標準運送約款で、旅客が手回り品として船内へ持ち込む物品の基本的な大きさ・重量の上限として正しいものはどれか。

ア：3辺の和が50cm以下で、重量1kg以下。
イ：3辺の和が5m以下で、重量100kg以下。
ウ：大きさ・重量の制限は一切ない。
エ：3辺の長さの和が2m以下で、重量が30kg以下。

答え・解説

正答：エ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は、手回り品の基本的な大きさを3辺合計2m以下、重量30kg以下としている。

イ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は、手回り品の基本的な大きさを3辺合計2m以下、重量30kg以下としている。

ウ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款は、手回り品の基本的な大きさを3辺合計2m以下、重量30kg以下としている。

エ：標準運送約款は、手回り品の基本的な大きさを3辺合計2m以下、重量30kg以下としている。

総合解説：標準運送約款は、手回り品の基本的な大きさを3辺合計2m以下、重量30kg以下としている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q120

3-3 国内航空・フェリー > フェリー運賃・旅客区分 | 難易度：標準

標準運送約款で、旅客が無料で船内に持ち込める手回り品の総重量の基本上限はどれか。

ア：5kg（小型の身の回り品だけを無料枠とする考え方）。
イ：50kg（大型手荷物まで無料扱いに含める考え方）。
ウ：20kg（標準運送約款の無料手回り品の総重量上限として扱う）。
エ：100kg（貨物に近い重量まで無料扱いにする考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では、一定の手回り品について総重量20kgまでを無料扱いとする。

イ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では、一定の手回り品について総重量20kgまでを無料扱いとする。

ウ：標準運送約款では、一定の手回り品について総重量20kgまでを無料扱いとする。

エ：国土交通省の標準運送約款と異なる。標準運送約款では、一定の手回り品について総重量20kgまでを無料扱いとする。

総合解説：標準運送約款では、一定の手回り品について総重量20kgまでを無料扱いとする。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q121

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：基礎

一般貸切旅客自動車運送事業の現行の標準適用方法で、貸切バスの運賃を計算する基本方式として正しいものはどれか。

ア：時間制運賃とキロ制運賃をそれぞれ計算し、その額を合算する時間・キロ併用制である。

イ：時間制運賃かキロ制運賃の安い方だけを選ぶ。

ウ：旅客数だけで一律に運賃を決め、時間と距離は使わない。

エ：高速道路料金だけを貸切バス運賃として収受する。

答え・解説

正答：ア

ア：令和7年9月26日改正の標準適用方法は、運賃の種類を時間・キロ併用制とし、時間制運賃とキロ制運賃を合算する。

イ：現行標準適用方法は選択制ではない。

ウ：時間と走行距離に基づく計算を行う。

エ：有料道路利用料は運賃とは別の実費負担である。

総合解説：令和7年9月26日改正の標準適用方法は、運賃の種類を時間・キロ併用制とし、時間制運賃とキロ制運賃を合算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q122

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：標準

貸切バスの走行時間が2時間20分だった。標準適用方法により時間制運賃を計算する際、点呼点検時間を含めて何時間分として計算するか。

ア：2時間分（実走行時間だけを2時間として扱い、点呼点検を加えない）。

イ：5時間分（最低走行3時間に点呼点検2時間を加えて算定する）。

ウ：3時間分（最低走行時間だけを扱い、点呼点検を加えない）。

エ：4時間分（走行2時間に点呼点検2時間を加えて算定する）。

答え・解説

正答：イ

ア：走行時間だけを2時間として計算しない。

イ：走行時間が3時間未満の場合は3時間として扱い、出庫前・帰庫後の点呼点検時間を各1時間、計2時間加えるため5時間分となる。

ウ：3時間は最低走行時間だけで、点呼点検2時間を加える必要がある。

エ：最低走行3時間＋点呼点検2時間なので4時間ではない。

総合解説：走行時間が3時間未満の場合は3時間として扱い、出庫前・帰庫後の点呼点検時間を各1時間、計2時間加えるため5時間分となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q123

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：基礎

貸切バスの出庫から帰庫までの走行距離が126kmだった。標準適用方法でキロ制運賃を計算するときの計算距離は何kmか。

ア：120km（10km未満の端数を切り捨てる考え方）。

イ：126km（実走行距離を端数処理せずそのまま用いる考え方）。

ウ：130km（通常の10km単位切上げを適用する考え方）。

エ：140km（過大な20km単位切上げを適用する考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：10km未満を切り捨てる規定ではない。

イ：実距離126kmをそのまま用いず10km単位へ切り上げる。

ウ：走行距離の端数は10km未満を10kmに切り上げるため、126kmは130kmとして計算する。

エ：次の20km単位へ切り上げる制度ではない。

総合解説：走行距離の端数は10km未満を10kmに切り上げるため、126kmは130kmとして計算する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q124

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：標準

関東運輸局の基準額を用いる。大型車の時間制運賃を1時間7,190円とし、走行時間が4時間20分だった場合、点呼点検時間を含む時間制運賃はいくらか。

ア：28,760円（走行時間4時間だけで時間制運賃を算定する）。

イ：35,950円（点呼点検を一部だけ加える想定で算定する）。

ウ：50,330円（走行時間の端数処理を過大に扱う想定で算定する）。

エ：43,140円（走行4時間に点呼点検2時間を加え6時間で算定する）。

答え・解説

正答：エ

ア：4時間分だけを計算した額で、点呼点検時間が含まれていない。

イ：5時間分の額であり、計算時間が不足している。

ウ：7時間分の額であり、走行時間の端数処理が誤っている。

エ：走行時間4時間20分は30分未満の端数を切り捨てて4時間。点呼点検2時間を加えて6時間となり、7,190円×6＝43,140円。

総合解説：走行時間4時間20分は30分未満の端数を切り捨てて4時間。点呼点検2時間を加えて6時間となり、7,190円×6＝43,140円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q125

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：標準

関東運輸局の基準額を用いる。大型車のキロ制運賃を1km170円とし、出庫から帰庫までの走行距離が126kmだった場合のキロ制運賃はいくらか。

ア：22,100円（126kmを130kmに切り上げて170円を乗じる）。
イ：20,400円（126kmを120kmに切り捨てて算定する）。
ウ：21,420円（実距離126kmを端数処理せず算定する）。
エ：23,800円（126kmを140kmまで過大に切り上げて算定する）。

答え・解説

正答：ア

ア：126kmは10km単位に切り上げて130km。170円×130km＝22,100円。
イ：120kmとして計算しており、端数処理が誤っている。
ウ：126kmをそのまま掛けており、10km単位への切上げがない。
エ：140kmとして計算しており、切上げ過大である。
総合解説：126kmは10km単位に切り上げて130km。170円×130km＝22,100円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q126

3-4 貸切バス > 時間制運賃・キロ制運賃 | 難易度：応用

関東運輸局の大型車基準額（時間7,190円、1km170円）を用いる。走行時間4時間20分、出庫から帰庫まで126kmの場合、消費税・料金を除く運賃はいくらか。

ア：43,140円（時間制運賃だけを合計し、キロ制運賃を加えない）。
イ：65,240円（時間制43,140円とキロ制22,100円を合算する）。
ウ：57,560円（点呼点検又は距離端数処理を一部省いて算定する）。
エ：71,764円（税抜運賃65,240円に10%相当を加えて算定する）。

答え・解説

正答：イ

ア：時間制運賃だけでキロ制運賃が加算されていない。
イ：時間制は43,140円、キロ制は22,100円で、合算して65,240円となる。
ウ：端数処理又は点呼点検時間を含む計算が不適切である。
エ：71,764円は65,240円に10%相当を加えた額で、設問は消費税を除く運賃を問うている。
総合解説：時間制は43,140円、キロ制は22,100円で、合算して65,240円となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q127

3-4 貸切バス > 料金・割増・回送 | 難易度：基礎

貸切バスの時間制・キロ制運賃を計算する際の回送について正しいものはどれか。

ア：旅客が乗車していない回送は時間・距離とも一切計算しない。

イ：回送距離だけ含めるが回送時間は必ず除く。

ウ：走行時間・走行距離はいずれも出庫から帰庫までを対象とし、回送時間・回送距離を含む。

エ：回送時間だけ含めるが回送距離は必ず除く。

答え・解説

正答：ウ

ア：回送も運賃計算範囲に含まれる。

イ：時間にも回送を含む。

ウ：現行標準適用方法では走行時間・走行距離を出庫から帰庫までとし、いずれも回送を含む。

エ：距離にも回送を含む。

総合解説：現行標準適用方法では走行時間・走行距離を出庫から帰庫までとし、いずれも回送を含む。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q128

3-4 貸切バス > 料金・割増・回送 | 難易度：基礎

貸切バスの深夜早朝運行料金について、標準適用方法上正しいものはどれか。

ア：20時から翌8時まで一律5割増しとする。

イ：深夜早朝の割増はキロ制運賃だけに3割加算する。

ウ：深夜早朝運行料金という料金区分は存在しない。

エ：22時から翌朝5時までに含まれる対象時間について、時間制運賃等に2割の割増を適用する。

答え・解説

正答：エ

ア：対象時間帯・割増率が異なる。

イ：キロ制運賃への割増として定めたものではない。

ウ：深夜早朝運行料金は料金の一つとして明示されている。

エ：標準適用方法は22時以降翌朝5時までの対象時間に、時間制運賃及び交替運転者配置料金の時間制料金へ2割の割増を適用する。

総合解説：標準適用方法は22時以降翌朝5時までの対象時間に、時間制運賃及び交替運転者配置料金の時間制料金へ2割の割増を適用する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q129

3-4 貸切バス > 料金・割増・回送 | 難易度：標準

関東運輸局の大型車時間制運賃を1時間7,190円とする。交替運転者配置料金はなく、深夜早朝割増の対象時間が2時間ある場合、その2時間分に対する深夜早朝運行料金はいくらか。

ア：2,876円（7,190円×2時間の20％を割増額として算定する）。

イ：1,438円（対象時間を1時間だけとして20％を算定する）。

ウ：7,190円（割増額ではなく1時間分の基本運賃をそのまま用いる）。

エ：14,380円（割増率を掛けず2時間分の基本運賃を用いる）。

答え・解説

正答：ア

ア：7,190円×2時間×20％＝2,876円。

イ：1時間分の20％であり、対象2時間を反映していない。

ウ：1時間分の基本時間制運賃そのものである。

エ：2時間分の基本運賃であり、2割の割増額ではない。

総合解説：7,190円×2時間×20％＝2,876円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q130

3-4 貸切バス > 料金・割増・回送 | 難易度：標準

貸切バスの特殊車両割増料金を適用できる車両として、標準適用方法に示されているものはどれか。

ア：旅客席数が1席でも空いている通常車両。

イ：標準的な装備を超える特殊設備を持つ車両や、1座席当たり購入価格が標準の車両より70％以上高額な車両。

ウ：営業所から1km以上回送するすべての車両。

エ：高速道路を一度でも利用する標準装備の車両。

答え・解説

正答：イ

ア：空席の有無は特殊車両の要件ではない。

イ：標準適用方法は特殊設備を有する車両等について、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用できるとしている。

ウ：回送距離だけで特殊車両になるわけではない。

エ：高速道路利用だけで特殊車両となるわけではない。

総合解説：標準適用方法は特殊設備を有する車両等について、設備や購入価格等を勘案した割増率を適用できるとしている。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q131

3-4 貸切バス > 料金・割増・回送 | 難易度：基礎
貸切バス利用で、標準適用方法上、旅客の実費負担とされるものの組合せとして正しいものはどれか。
ア：運転免許取得費、バス会社本社の固定資産税、役員報酬。
イ：車両購入代金の全額、営業所の土地代、法人税。
ウ：ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料など。
エ：他の旅行者の航空券代、鉄道会社の設備投資費、旅行会社の資本金。

答え・解説

正答：ウ

ア：事業者の一般的経営費用を個別旅行者へ実費として直接負担させる規定ではない。
イ：車両購入費等はここでいう実費負担項目ではない。
ウ：ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料等、旅客の求めにより運送以外に生じる経費は実費を旅客が負担する。
エ：他社や他旅行者の費用は対象ではない。
総合解説：ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料等、旅客の求めにより運送以外に生じる経費は実費を旅客が負担する。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q132

3-4 貸切バス > 行程・運賃計算 | 難易度：標準
関東運輸局の大型車基準額（時間7,190円、1km170円）を用いる。走行時間2時間40分、走行距離92kmの行程について、消費税・各種料金を除く運賃はいくらか。
ア：35,950円（時間制運賃だけを算定し、距離分を加えない）。
イ：49,554円（実走行時間・実距離を端数処理せず用いる）。
ウ：59,760円（最低時間又は距離の端数処理を過大に扱う）。
エ：52,950円（最低走行3時間＋点呼2時間と100kmで算定する）。

答え・解説

正答：エ

ア：時間制運賃だけでキロ制運賃が加算されていない。
イ：実走行時間・実距離をそのまま使っており標準の最低時間・端数処理を反映していない。
ウ：標準の時間・距離処理による合計額ではない。
エ：走行時間は3時間未満なので3時間とし、点呼点検2時間を加えて5時間。時間制35,950円。距離92kmは100kmに切り上げ17,000円。合計52,950円。
総合解説：走行時間は3時間未満なので3時間とし、点呼点検2時間を加えて5時間。時間制35,950円。距離92kmは100kmに切り上げ17,000円。合計52,950円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q133

3-4 貸切バス > 行程・運賃計算 | 難易度：応用
関東運輸局の中型車基準額（時間6,070円、1km150円）を用いる。走行時間5時間35分、走行距離214kmの場合、消費税・料金を除く運賃はいくらか。
ア：81,560円（走行6時間＋点呼2時間、距離220kmで算定する）。
イ：69,420円（点呼点検時間又は走行時間の切上げを不足させる）。
ウ：76,810円（時間又は距離の端数処理を別方式で行う）。
エ：89,050円（標準より大きい時間・距離を採用して算定する）。

答え・解説

正答：ア

ア：5時間35分は6時間に切り上げ、点呼点検2時間を加え8時間。時間制48,560円。214kmは220kmに切り上げ33,000円。合計81,560円。
イ：点呼点検時間又は走行時間端数処理が不足している。
ウ：時間・距離のいずれかの端数処理が現行標準と合わない。
エ：標準計算による合計額を上回る別計算である。
総合解説：5時間35分は6時間に切り上げ、点呼点検2時間を加え8時間。時間制48,560円。214kmは220kmに切り上げ33,000円。合計81,560円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q134

3-4 貸切バス > 行程・運賃計算 | 難易度：標準
2日以上 の貸切バス行程でフェリーボートを利用し、乗船から下船まで10時間を要した。時間制運賃の走行時間を計算する際、この航送時間は最大何時間として計算するか。
ア：3時間（最低走行時間の基準と航送時間上限を混同する考え方）。
イ：8時間（フェリーボート航送時間の算入上限として扱う）。
ウ：10時間（実際の航送時間を上限なくそのまま算入する考え方）。
エ：12時間（半日を一律の算入上限とする考え方）。

答え・解説

正答：イ

ア：最低走行時間3時間の規定とは別である。
イ：標準適用方法ではフェリーボートの航送時間は8時間を上限として時間制運賃の計算に用いる。
ウ：実際に10時間でも、航送時間の算入は8時間が上限である。
エ：12時間を上限とする規定ではない。
総合解説：標準適用方法ではフェリーボートの航送時間は8時間を上限として時間制運賃の計算に用いる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q135

3-4 貸切バス > 行程・運賃計算 | 難易度：応用
貸切バスの運賃・料金の税抜合計が65,240円で、標準税率10%の消費税等を加えるものとする。収受する総額はいくらか。
ア：65,250円（税額を10円だけ加える計算）。
イ：68,502円（税抜額に5%相当を加える計算）。
ウ：71,764円（税抜65,240円に10%の6,524円を加える計算）。
エ：72,288円（10%を超える税額を加える計算）。

答え・解説

正答：ウ

ア：消費税額の加算が10円だけになっている。
イ：5%相当の加算に近く、標準税率10%と合わない。
ウ：65,240円×10% = 6,524円。税抜額65,240円に加えて71,764円となる。
エ：10%を超える税額を加算している。
総合解説：65,240円×10% = 6,524円。税抜額65,240円に加えて71,764円となる。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q136

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：基礎
観光庁のモデル宿泊約款の別表第1で、宿泊客が支払うべき総額の内訳として示されているものはどれか。
ア：基本宿泊料だけで、サービス料や税金は内訳に含めない。
イ：航空運賃、鉄道運賃、自動車税だけ。
ウ：宿泊客の所得税と住民税だけ。
エ：基本宿泊料、基本宿泊料に対するサービス料、追加飲食等、追加分のサービス料、消費税、温泉地では入湯税など。

答え・解説

正答：エ

ア：モデル宿泊約款はサービス料・税金等も内訳として示す。
イ：交通機関の運賃を宿泊料金等の内訳として列挙するものではない。
ウ：宿泊客個人の所得税等を宿泊料金の内訳とする規定ではない。
エ：モデル宿泊約款別表第1は、基本宿泊料・サービス料・追加料金・税金という構成を示している。
総合解説：モデル宿泊約款別表第1は、基本宿泊料・サービス料・追加料金・税金という構成を示している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q137

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：標準
ある旅館の基本宿泊料が1人30,000円、サービス料10%、消費税等10%で、他の追加料金・税金はない。1人分の支払総額はいくらか。
ア：36,300円（室料30,000円にサービス料を加えた小計へ10%課税する）。
イ：33,000円（サービス料までを加え、消費税等を加えない）。
ウ：36,000円（消費税を基本宿泊料だけに掛ける計算）。
エ：39,300円（サービス料又は消費税等を二重・過大に加える計算）。

答え・解説

正答：ア

ア：サービス料は3,000円で小計33,000円。これに10%の消費税等3,300円を加え、36,300円。
イ：サービス料までの小計で、消費税等が加算されていない。
ウ：消費税を基本宿泊料だけに掛けるなど計算が不十分である。
エ：サービス料又は消費税を過大に加算している。
総合解説：サービス料は3,000円で小計33,000円。これに10%の消費税等3,300円を加え、36,300円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q138

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：標準
ツインルーム1室の基本宿泊料が40,000円、サービス料10%、消費税等10%で、追加料金・宿泊税等はない。大人2人でその1室に1泊する場合の部屋全体の支払総額はいくらか。
ア：44,000円（サービス料までの小計を最終額とする）。
イ：48,400円（室料40,000円にサービス料10%を加え、その小計へ10%課税する）。
ウ：52,800円（サービス料又は税を過大に加える計算）。
エ：96,800円（室単位料金を人数分だけ二重計上する計算）。

答え・解説

正答：イ

ア：サービス料までの小計である。
イ：室単位の基本宿泊料40,000円にサービス料4,000円を加え44,000円。消費税等4,400円を加え48,400円。
ウ：サービス料・税の計算が過大である。
エ：室料金を2人分として二重計上している。
総合解説：室単位の基本宿泊料40,000円にサービス料4,000円を加え44,000円。消費税等4,400円を加え48,400円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q139

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：基礎

基本宿泊料28,000円に対してサービス料10%を設定している宿泊施設で、基本宿泊料に対するサービス料はいくらか。

ア：280円（サービス料率を一桁小さく読み取って計算する）。

イ：3,080円（10%のサービス料へさらに10%を上乗せする計算）。

ウ：2,800円（基本宿泊料28,000円の10%として計算する）。

エ：5,600円（サービス料率を倍に読み取って計算する）。

答え・解説

正答：ウ

ア：1%相当である。

イ：サービス料にさらに10%を加えたような額である。

ウ：28,000円×10%＝2,800円。

エ：20%相当である。

総合解説：28,000円×10%＝2,800円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q140

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：基礎

モデル宿泊約款別表第1の備考に示される子供料金の基本的な割合として正しいものはどれか。

ア：すべて一律で大人料金の10%。

イ：食事・寝具の内容にかかわらず常に大人料金と同額。

ウ：大人に準じる食事と寝具は30%、子供用食事と寝具は70%、寝具のみは100%。

エ：大人に準じる食事と寝具等は大人料金の70%、子供用食事と寝具は50%、寝具のみは30%。

答え・解説

正答：エ

ア：一律10%ではない。

イ：提供内容に応じて割合が異なる。

ウ：割合の対応が逆である。

エ：モデル宿泊約款は子供料金の目安として70%・50%・30%を示している。

総合解説：モデル宿泊約款は子供料金の目安として70%・50%・30%を示している。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q141

3-5 宿泊実務 > 宿泊料金・サービス料・消費税 | 難易度：応用
基本宿泊料20,000円、基本宿泊料のサービス料10%、追加飲食5,000円、追加飲食のサービス料10%、消費税等10%とする。他の税金はない場合、支払総額はいくらか。
ア：30,250円（宿泊・飲食の各サービス料を加えた27,500円へ10%課税する）。
イ：27,500円（サービス料までの小計を最終額とする）。
ウ：29,700円（サービス料又は課税対象額の一部を省く計算）。
エ：33,000円（設問条件より大きい課税対象額を用いる計算）。

答え・解説

正答：ア

ア：20,000 + 2,000 + 5,000 + 500 = 27,500円。これに消費税等10%の2,750円を加え30,250円。
イ：消費税等を加える前の小計である。
ウ：サービス料又は課税対象額の計算が不足している。
エ：設問条件より過大な総額である。
総合解説：20,000 + 2,000 + 5,000 + 500 = 27,500円。これに消費税等10%の2,750円を加え30,250円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q142

3-5 宿泊実務 > 宿泊税・追加料金 | 難易度：基礎
2026年8月1日現在、東京都内の課税対象ホテルに1人1泊、税抜きの宿泊料金12,000円で宿泊した。東京都の宿泊税はいくらか。
ア：課税されない（1万円未満の非課税区分を12,000円にも適用する考え方）。
イ：100円（1万円以上1万5,000円未満の定額区分を適用する）。
ウ：200円（1万5,000円以上の上位区分を適用する考え方）。
エ：360円（将来予定の3%定率方式を前倒して適用する考え方）。

答え・解説

正答：イ

ア：10,000円未満でなければ非課税ではない。
イ：2026年8月1日時点の東京都の現行制度では、1人1泊10,000円以上15,000円未満は100円である。
ウ：200円は15,000円以上の区分である。
エ：3%方式は令和9年4月1日からの制度で、2026年8月1日にはまだ適用されない。
総合解説：2026年8月1日時点の東京都の現行制度では、1人1泊10,000円以上15,000円未満は100円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q143

3-5 宿泊実務 > 宿泊税・追加料金 | 難易度：標準

2026年8月1日、東京都内の課税対象ホテルに宿泊した旅行者の税抜宿泊料金は1人1泊16,000円だった。この料金帯に適用される東京都宿泊税の税額はどれか。

ア：100円（1万円以上1万5,000円未満の下位区分を適用する考え方）。

イ：160円（宿泊料金の1%を定率課税する考え方）。

ウ：200円（1万5,000円以上の現行定額区分を適用する）。

エ：480円（将来予定の3%定率方式を前倒しして適用する考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：100円は10,000円以上15,000円未満の区分である。

イ：1%の定率税ではない。

ウ：現行制度では1人1泊15,000円以上の宿泊料金の200円が課税される。

エ：3%方式は2027年4月1日からであり、2026年8月時点では適用されない。

総合解説：現行制度では1人1泊15,000円以上の宿泊料金の200円が課税される。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q144

3-5 宿泊実務 > 宿泊税・追加料金 | 難易度：標準

2026年8月、京都市内で1人1泊の宿泊料金が5,500円（宿泊税の課税標準となる料金）だった。京都市の宿泊税はいくらか。

ア：課税されない（6,000円未満を非課税とみなす考え方）。

イ：400円（6,000円以上2万円未満の区分を流用する考え方）。

ウ：1,000円（2万円以上5万円未満の区分を流用する考え方）。

エ：200円（6,000円未満の現行区分を適用する）。

答え・解説

正答：エ

ア：京都市では6,000円未満も200円課税される。

イ：400円は6,000円以上20,000円未満の区分である。

ウ：1,000円は20,000円以上50,000円未満の区分である。

エ：2026年3月1日以降の京都市では、1人1泊6,000円未満は200円である。

総合解説：2026年3月1日以降の京都市では、1人1泊6,000円未満は200円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q145

3-5 宿泊実務 > 宿泊税・追加料金 | 難易度：標準

2026年8月、京都市内で1人1泊の宿泊料金が25,000円だった。2026年3月1日改正後の京都市宿泊税はいくらか。

ア：1,000円（2万円以上5万円未満の現行区分を適用する）。

イ：200円（6,000円未満の最下位区分を流用する考え方）。

ウ：400円（6,000円以上2万円未満の区分を流用する考え方）。

エ：4,000円（5万円以上10万円未満の上位区分を流用する考え方）。

答え・解説

正答：ア

ア：20,000円以上50,000円未満の区分は1人1泊1,000円である。

イ：200円は6,000円未満の区分である。

ウ：400円は6,000円以上20,000円未満の区分である。

エ：4,000円は50,000円以上100,000円未満の区分である。

総合解説：20,000円以上50,000円未満の区分は1人1泊1,000円である。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q146

3-5 宿泊実務 > 宿泊税・追加料金 | 難易度：応用

モデル宿泊約款の例示どおり、時間外の客室使用が超過3時間までは室料金の3分の1、超過6時間までは2分の1、6時間超は全額とする。室料金40,000円の客室をチェックアウト時刻から4時間延長した場合の追加料金はいくらか。

ア：13,333円（短時間延長向けの3分の1区分を適用する計算）。

イ：20,000円（中時間延長向けの2分の1区分を適用する計算）。

ウ：26,667円（室料金の3分の2を課す独自区分を仮定する計算）。

エ：40,000円（6時間超の全額区分を4時間延長にも適用する計算）。

答え・解説

正答：イ

ア：3分の1は超過3時間までの区分である。

イ：超過4時間は「超過6時間まで」に当たり、室料金40,000円の2分の1 = 20,000円。

ウ：3分の2という区分はモデル宿泊約款の例示にはない。

エ：室料全額は超過6時間以上の区分である。

総合解説：超過4時間は「超過6時間まで」に当たり、室料金40,000円の2分の1 = 20,000円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q147

3-5 宿泊実務 > モデル宿泊約款を用いた計算・判断 | 難易度：標準

モデル宿泊約款を用いる。基本宿泊料が1泊20,000円で5泊する宿泊契約が成立した場合、ホテルが定めることのできる申込金の上限はいくらか。

ア：20,000円（1泊分だけを申込金上限とする考え方）。

イ：100,000円（5泊分の基本宿泊料全額を上限とする考え方）。

ウ：60,000円（3日分を上限として20,000円×3で計算する）。

エ：120,000円（6日分相当まで申込金を設定できるとする考え方）。

答え・解説

正答：ウ

ア：1日分だけを上限とする規定ではない。

イ：5泊分全額ではなく、3日分が上限である。

ウ：申込金の上限は宿泊期間分の基本宿泊料だが、宿泊期間が3日を超える場合は3日分が限度。20,000円×3＝60,000円。

エ：6日分に相当し過大である。

総合解説：申込金の上限は宿泊期間分の基本宿泊料だが、宿泊期間が3日を超える場合は3日分が限度。20,000円×3＝60,000円。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q148

3-5 宿泊実務 > モデル宿泊約款を用いた計算・判断 | 難易度：標準

宿泊客が宿泊中に、当初契約した宿泊日を超えてさらに1泊したいと申し入れた。モデル宿泊約款上の取扱いとして正しいものはどれか。

ア：当初契約が自動的に無期限延長される。

イ：延泊の申出は約款上すべて禁止されている。

ウ：チェックアウト後10年経過しないと新たな申込みとして扱えない。

エ：その申出がなされた時点で、新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理する。

答え・解説

正答：エ

ア：無期限の自動延長ではない。

イ：延泊申出を禁止していない。

ウ：申出時点で処理する。

エ：第2条第2項は、宿泊中に当初の宿泊日を超える継続申入れがあれば、その時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理すると定める。

総合解説：第2条第2項は、宿泊中に当初の宿泊日を超える継続申入れがあれば、その時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理すると定める。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q149

3-5 宿泊実務 > モデル宿泊約款を用いた計算・判断 | 難易度：応用

ホテルが宿泊客に契約した客室を提供できない場合のモデル宿泊約款上の対応として最も適切なものはどれか。

ア：宿泊客の了解を得て、できる限り同一条件の他の宿泊施設をあっ旋し、あっ旋できないときは原則として違約金相当額の補償料を支払う。

イ：宿泊客への説明なしに契約を消滅させ、受領済み料金をすべて没収する。

ウ：ホテルはどのような場合でも代替宿泊施設を探してはならない。

エ：ホテルの責めに帰すべき事由がなくても、必ず宿泊料金の10倍を補償する。

答え・解説

正答：ア

ア：第14条は代替施設のあっ旋を定め、あっ旋できない場合は原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

イ：受領済み料金の一律没収を定めていない。

ウ：代替施設のあっ旋を行う規定がある。

エ：責任がない場合の例外があり、10倍補償でもない。

総合解説：第14条は代替施設のあっ旋を定め、あっ旋できない場合は原則として違約金相当額の補償料を支払う。ただしホテルの責めに帰すべき事由がない場合は補償料を支払わない。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01

Q150

3-5 宿泊実務 > モデル宿泊約款を用いた計算・判断 | 難易度：標準

モデル宿泊約款別表第2の注記を用いる。宿泊10日前時点で25名の団体客について、一部の宿泊契約を解除する場合、違約金を申し受けない人数は最大何名か。

ア：1名（25名の10%を切り捨てる独自計算）。

イ：3名（25名の10% = 2.5人を端数切上げる計算）。

ウ：2名（25名の10% = 2.5人を切り捨てる計算）。

エ：5名（10%ではなく20%として計算する考え方）。

答え・解説

正答：イ

ア：10%を切り捨てて1人とする計算ではない。

イ：団体客15名以上の一部解除では、宿泊10日前時点の宿泊人数の10%に当たる人数は違約金不要で、端数は切り上げる。25 × 10% = 2.5人なので3人。

ウ：2.5人の端数は切り上げるため2人ではない。

エ：20%ではなく10%で計算する。

総合解説：団体客15名以上の一部解除では、宿泊10日前時点の宿泊人数の10%に当たる人数は違約金不要で、端数は切り上げる。25 × 10% = 2.5人なので3人。

対象：2026年度 / 法令・制度基準日 2026-08-01